

厚木市自治基本条例の 見直し（総点検）に関する方針 及び見直し結果

平成30年12月

厚 木 市

目次

資料の構成について	1
厚木市自治基本条例の見直し（総点検）に関する方針について	2
○前文	
前文	4
○第1章 総則	
第1条（目的）	6
第2条（自治基本条例の位置付け）	8
第3条（定義）	11
○第2章 自治の基本理念	
第4条	15
○第3章 自治の基本原則	
第5条	17
○第4章 市民	
第6条（市民の権利）	20
第7条（市民の責務）	23
第8条（子どもの権利、責務等）	26
第9条（事業者の権利及び責務）	29
○第5章 議会及び議員	
第10条（議会の役割及び責務）	31
第11条（議員の役割及び責務）	34
○第6章 市長、市長等及び市職員	
第12条（市長の役割及び責務）	36
第13条（市長等の役割及び責務）	39
第14条（市職員の役割及び責務）	42
○第7章 行政運営	
第15条（行政運営の基本事項）	45

第16条（総合計画）	48
第17条（組織等）	51
第18条（行政評価）	53
第19条（財政運営）	56
第20条（危機管理）	58
第21条（情報の公開等）	61
第22条（個人情報保護）	64
第23条（法令遵守）	67
第24条（法令の解釈等）	69
第25条（行政手続）	72
第26条（市民からの要望等への対処）	75
第27条（行政処分等に対する不服への対処）	78
○第8章 参加及び協働の推進	
第28条（政策等に対する意見等）	80
第29条（条例等の制定等への市民参加）	82
第30条（事業の実施に係る市民参加）	85
第31条（審議会等の運営）	87
第32条（コミュニティ団体に対する市民等の責務）	91
第33条（コミュニティ団体との協働）	93
第34条（地区市民自治推進組織）	96
第35条（市民の課題解決に対する意識の高揚等）	99
第36条（住民投票）	101
○第9章 広域連携及び交流	
第37条	104
○第10章 自治基本条例推進委員会	
第38条	108
○第11章 自治基本条例の見直し	
第39条	110
○第12章 自治基本条例の改正	
第40条	112

○資料の構成について

この資料は、厚木市自治基本条例第39条第1項の規定に基づき、同条例の見直し（総点検）を実施するに当たり、同条例の前文及び40条に及ぶ条文について、逐条で整理し、条ごとに市としての評価及び見直しの考え方を示したものです。

各ページの構成は、次のとおりです。

条 文 等

前文又は条文を記載しています。

【解説】

厚木市自治基本条例逐条解説の解説部分を記載しています。

1 自治基本条例推進委員会による運用状況の点検について

(1) 点検対象・報告のみ・点検対象外

いずれかを選択しています。

(2) 関連する主な取組

条文に関係する市の取組を記載しています。

(3) これまでの運用状況点検結果及び前回の見直しでの意見等

毎年の運用状況の点検（平成22年度から28年度まで）において自治基本条例推進委員会から出された意見と、平成26年に行った前回の見直し（総点検）における委員会からの答申内容について規定しています。

2 運用上の課題及び課題に対する取組

運用上の課題及び課題に対する取組がある場合は、その内容及び取組状況を記載しています。

3 市による運用状況の評価

厚木市自治基本条例推進委員会によるこれまでの運用状況点検結果等を踏まえ、5段階で評価した結果を記載しています。

4 評価に基づく見直しの考え方

市が考えるこの条文を見直しの方向性（改正の要否等）について記載しています。

5 関連する主な条項等

関連する条項がある場合には主な条項を記載しています。

6 厚木市自治基本条例推進委員会による見直しに係る意見等

諮問に基づく見直し検討の結果を記入していただきます。

7 見直した結果

委員会等の意見を踏まえ、最終的な見直し結果を記載します。

厚木市自治基本条例の見直し（総点検）に関する方針

1 見直し（総点検）の趣旨

厚木市自治基本条例第 39 条では、市長は「4 年を超えない期間ごとに、この自治基本条例の見直しを行うものとする」と規定しています。

平成 26 年 12 月に 1 回目の見直し（総点検）を行ったことから、それから 4 年が経過する平成 30 年 12 月までに 2 回目の見直し（総点検）を行う必要があります。

2 見直し（総点検）に関する方針

条例の規定上、「市長は、委員会の意見を踏まえ、この自治基本条例の運用状況を評価し」としています。そこで、自治基本条例推進委員会による毎年の運用状況の点検結果を踏まえ、規定の総点検をした結果を「自治基本条例の見直し（総点検）に関する方針（以下「方針」という。）」として取りまとめたものです。

次の項目を除いては、制定時から規定を取り巻く社会状況等に大きな変化は見られないことから、規定を改正する必要はないものと考えます。

見直しの検討が必要だと考える項目は次のとおりです。

- (1) **第 20 条 危機管理**
- (2) **第 31 条 審議会等の運営**
- (3) **第 40 条 自治基本条例の改正**

3 見直しに関するスケジュールについて

今後、「方針」に基づき、アンケート調査の実施、意見交換会の開催、自治基本条例推進委員会への諮問、パブリックコメントの実施という市民参加の手続を経た上で、見直し（総点検）の結果を公表してまいります。

※ 参考 自治基本条例推進委員会による点検について

平成 22 年の条例制定以来、毎年度自治基本条例推進委員会による条例の運用状況の点検及び評価が行われてきました。

昨年度は、平成 28 年度における点検については、全て「妥当」に運用されているという結果となりました。

なお、点検する対象は、市長等の取組事項について規定する、厚木市自治基本条例第 15 条から第 37 条までとなります。

点検結果の比較

平成 22 年度	平成 28 年度
1 妥当 29 項目 ※意見が付されたもの 3 項目	1 妥当 23 項目 ※意見が付されたもの 3 項目
2 概ね妥当 14 項目	2 概ね妥当 なし
3 不十分 0 項目	3 不十分 なし
4 評価不能 2 項目	4 評価不能 1 項目 (※)

第 36 条第 2 項の規定に基づき市長等は、住民投票の結果を尊重しなければならないとされておりますが、住民投票条例に基づく住民投票が実施されていないことから、いずれの項目も評価不能とされました。

前文

大山に連なる山々や丘陵の豊かな緑と、相模川を始めとする多くの清流に恵まれ、四季をとおして美しい自然が生き生きと輝くわたくしたちのまち厚木市は、古くから人々が自然をいかした生業を起こし、自然の循環と都市機能を融合させながら、広域的な要衝の地としての地位を築き上げてきました。

わたくしたち市民は、厚木市の豊かな自然、歴史に培われてきた文化など、先人のたゆまぬ努力により守り^{はぐく}まれてきた様々な厚木市の素晴らしさを受け継ぎ、未来を担う次世代に引き継ぐため、平和を希求する意思の下、人を大切に^{きずな}にする心、互いの個性を認め合う心、人と人との絆を大切に^{きずな}にする心を尊び、個人として尊重され、連帯して自治の推進に努めなければなりません。

これらを基本として、市民、議会及び市長等が共通の目標を定め、互いの立場を認め合い、尊重し合い、支え合いながら、それぞれの役割を果たし、協力していく、協働による自治を推進するとともに、活力に満ちた心豊かに暮らせる自立したまちをつくるため、ここに厚木市自治基本条例を制定します。

【解説】

前文は、この自治基本条例の制定に当たって、自治の担い手である市民、議会及び市長等が厚木市における自治の基本的な考え方（自然と文化を大切に^{きずな}にする自治、人と人との絆を大切に^{きずな}にする自治及び協働による自治）を明らかにするとともに、共に手を携えて厚木市の自治を推進していこうという決意を表明するものです。

一般に、前文は、条例の制定の目的、背景、立法の動機、理念等を示すもので、条例としての具体的な規範となる内容を持つものではないので、前文の規定そのものから直接に法的効果を生ずることはありませんが、個々の条文規定の解釈の指針となるものと言われています。この自治基本条例を厚木市で最も尊重すべき条例として位置付け、厚木市の自治の基本理念や基本原則などを定めるものであることから、その考え方を明らかにするために、前文を設けました。

1 自治基本条例推進委員会による運用状況の点検について

- (1) 点検対象・報告のみ・点検対象外
- (2) 関連する主な取組
規定の性質上なし
- (3) これまでの運用状況点検結果及び前回の見直しでの意見等
意見なし

2 運用上の課題及び課題に対する取組
規定の性質上なし

3 市による運用状況の評価
規定の性質上評価不能

4 評価に基づく見直しの考え方

制定時から本規定を取り巻く社会状況等に大きな変化は見られず、規定を改正する必要はないものとする。

5 厚木市自治基本条例推進委員会による見直しに係る意見等

特になし

前文について見直した結果

規定の改正が必要・逐条解説の改正が必要・**改正不要**

(改正を必要とする理由)

(目的)

第1条 この自治基本条例は、厚木市における自治の基本理念及び基本原則並びに市民、議会及び市長等の役割、責務等を明らかにするとともに、自治を推進するための基本的な事項を定め、もって自治の確立を図ることを目的とする。

【解説】

この自治基本条例が達成しようとする目的を定めています。

厚木市の自治を進める上での基本理念や基本原則、自治の担い手である市民、議会及び市長等が果たすべき役割、責務等を明らかにして（手段1）、自治を推進するために必要となる基本的な事項を定めることにより（手段2）、厚木市の自治の確立（最終目的）を目指します。個々に定める「自治の確立」とは、地方自治の本旨である「団体自治」の確立及び「住民自治」の拡充を図ることを指します。自治を確立することにより、厚木市は、「活力に満ちた心豊かに暮らせる自立したまち」へと発展していきます。

1 自治基本条例推進委員会による運用状況の点検について

- (1) 点検対象・報告のみ・**点検対象外**
- (2) 関連する主な取組
規定の性質上なし
- (3) これまでの運用状況点検結果及び前回の見直しでの意見等
意見なし

2 運用上の課題及び課題に対する取組

規定の性質上なし

3 市による運用状況の評価

規定の性質上評価不能

4 評価に基づく見直しの考え方

制定時から本規定を取り巻く社会状況等に大きな変化は見られず、規定を改正する必要はないものとする。

5 厚木市自治基本条例推進委員会による見直しに係る意見等

特になし

第1条について見直した結果

規定の改正が必要・逐条解説の改正が必要・**改正不要**

(改正を必要とする理由)

(自治基本条例の位置付け)

第2条 この自治基本条例は、厚木市の自治を推進する上で、最も尊重すべき条例とする。

2 この自治基本条例以外の条例、規則等（以下「条例等」という。）の制定、改正、廃止及び運用は、この自治基本条例の趣旨にのっとり行わなければならない。

3 この自治基本条例の内容に即し、分野別の基本条例を整備することにより、条例等の体系化を図るものとする。

【解説】

厚木市の例規体系におけるこの自治基本条例の位置付け等について定めています。

・第1項について

この自治基本条例が厚木市の自治に関わりのある全ての人々が共有する厚木市の自治の基本を定める条例にふさわしいものとして、「厚木市の自治を推進する上で、最も尊重すべき条例」と位置付けることを定めています。

このことから、自治の担い手である市民、議会及び市長等はもちろんのこと、市長等に代わってその権限を行使し得る公営企業管理者（市立病院の病院事業管理者）や公の施設の指定管理者なども、この自治基本条例を尊重し、かつ、適正な運用を図る必要があります。

・第2項について

第1項で最も尊重すべき条例と位置付けたことに伴い、この自治基本条例以外の条例、規則等の制定、改正、廃止及び運用に当たっては、この自治基本条例の趣旨にのっとり、整合を図らなければならないことを定めています。

・第3項について

分野別の基本条例を整備し、この自治基本条例を頂点とする条例等の体系化を図ることについて定めています。

ここに規定する「分野別の基本条例」とは、福祉、環境、産業等の行政（政策）分野別に、当該分野ごとの理念や基本的な事項を定める条例のことです。基本条例に定める事項については、分野によって異なると考えられますが、共通する基本的な事項としては、基本理念、関係者（市、市民、事業者等）の責務、基本的な施策の列挙、行政計画等の仕組み、附属機関の設置等による推進体制の整備などが考えられます。ただし、現在、多くの法律が制定されている状況下において、全ての分野に基本条例が必要だというわけではありません。条例を整備していく上で、必要に応じて、分野別の基本条例も整備していくこととなります。

また、条例の体系としては、「自治基本条例 ⇒ 分野別の基本条例 ⇒ 個別条例」という、この自治基本条例を頂点とした3段階の階層とする

ことが考えられます。こうした体系化を図ることにより、厚木市ではどの分野にどのような内容の条例を制定する必要があるかなどといったことが明らかになり、その後の条例の整備にもつながります。

1 自治基本条例推進委員会による運用状況の点検について

- (1) 点検対象・報告のみ・点検対象外
- (2) 関連する主な取組
自治基本条例の趣旨に沿った条例等の整備
- (3) これまでの運用状況点検結果及び前回の見直しでの意見等
意見なし

2 運用上の課題及び課題に対する取組

制定時から本規定を取り巻く社会状況等に大きな変化は見られず、規定を改正する必要はないものとする。

3 市による運用状況の評価

評価結果	評価内容
○	十分な運用がなされている。
	運用がなされているが不十分である。
	適切な運用がなされていない。
	運用はなされているが、規定内容が現在の社会状況に適合していない。
	規定が適切でない。

4 評価に基づく見直しの考え方

【第1項】

制定時から本規定を取り巻く社会状況等に大きな変化は見られず、規定を改正する必要はないものとする。

【第2項】

逐条解説の記載内容が不十分であるため、より分かりやすい内容に改める必要があるものとする。

【第3項】

制定時から本規定を取り巻く社会状況等に大きな変化は見られず、規定を改正する必要はないものとする。

5 厚木市自治基本条例推進委員会による見直しに係る意見等

特になし

6 第2条について見直した結果

規定の改正が必要・**逐条解説の改正が必要**・改正不要

(改正を必要とする理由)

より分かりやすい解説とするため、条例等の制定または改廃に際してどのように自治基本条例との整合を図るのかについて逐条解説を改めます。

(定義)

第3条 この自治基本条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 次に掲げるものをいう。

ア 厚木市内に居住する者

イ 厚木市内に通学し、又は通勤する者

ウ 厚木市内において活動を行う個人及び法人その他の団体

エ 厚木市に対し納税の義務を負う者

(2) 自治 厚木市に関することを自らの責任と権限において、市民の意思に基づき決定し、実施することをいう。

(3) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

(4) 協働 市民、議会及び市長等がそれぞれの役割を理解し、自主性を尊重し、対等な立場で相互に補完し、及び協力することをいう。

(5) まちづくり 活力に満ちた心豊かに暮らせるまちをつくるための取組全般をいう。

(6) コミュニティ団体 構成員が地縁又は共通の公共的な関心事によってつながりを持ち、互いに助け合い、及び共通の目的を達成するために活動する団体をいう。

【解説】

この自治基本条例で使われている用語のうち、自治の担い手である市民、議会及び市長等が共通の認識を持つことが必要な用語について、その意義を定めています。

・第1号「市民」について

これまでも、まちづくりには、多くの市民や様々な団体が関わっています。地方分権が進展する中、まちづくりへの市民の参加と協働は、これまで以上に重要となることから、この自治基本条例では、より多くの人々の知識や経験をまちづくりにいかすため、より広く市民を定義すべきと考え、①厚木市内に居住する者、②厚木市内に通学し、又は通勤する者、③厚木市内において活動を行う個人及び法人その他の団体、そして④厚木市に対し納税の義務を負う者を市民と位置付けることとしました。

①厚木市内に居住する者

厚木市内にお住まいであれば、住民登録の有無は問いません。外国籍の方も含みます。

②厚木市内に通学、通勤する者

厚木市内にある学校へ通学している学生の方、事業所等へ通勤されている方で、厚木市に居住しているか否かは問いません。

③厚木市内において活動を行う個人、法人その他の団体

ここに規定する「活動」については、特に定義をしていますが、厚木市を活動の場とした一過性の活動ではなく、目的意識を持って継続的に様々な活動を行う個人や団体を指します。また、厚木市内で事業を営む個人事業主、法人、第6号に規定するコミュニティ団体のほか、サークルなどの団体も本号に規定する法人や団体に含まれます。法人や団体については、厚木市内における事業所等の所在の有無を問いません。

④厚木市に対し納税の義務を負う者

厚木市が賦課する市税の納税義務を負う個人又は法人であって、市内に住所等を有するか否かは問いません。市内在住でなくても、市内に不動産等を所有していることにより、厚木市のまちづくりと密接に関わりがあることから決めました。

この自治基本条例に定めるもののうち、本条第6号に規定する「コミュニティ団体」、第8条に規定する「子ども」、第9条に規定する「事業者」も市民に含まれます。

・第2号「自治」について

「自治」は、他の自治体のそれと異なるものではありませんが、この自治基本条例では、本市の自治の担い手である市民、議会及び市長等が「自治」の意味を共有するために、あえて定義しました。

日本国憲法第92条に規定する「地方自治の本旨」とは、自分のことは自分で決めるという地方自治の本来の在り方であり、「団体自治」及び「住民自治」を指すと言われています。「団体自治」とは、一定の地域を基礎とする国から独立した団体（地方公共団体等）を設け、この団体の権限と責任において地域の行政を処理することであり、「住民自治」とは、団体における行政を行う場合に当該団体の住民の意思と責任に基づいて処理することとされています。

この規定の前段の「自らの責任と権限において」が「団体自治」を、後段の「市民の意思に基づき」が「住民自治」を表現しています。

団体自治に係る「自らの責任と権限」とは、国から独立した人格を有する普通地方公共団体としての厚木市の責任と権限を指しています。また、この自治基本条例では、厚木市の自治を進める上でより多くの市民の知識や経験を反映させるため、「市民」を住民に限らず幅広く定義した上で、「自治の主体は市民」であると規定していることから、「住民の意思」ではなく「市民の意思」と規定しています。

・第3号「市長等」について

市長その他の行政委員会は、地方自治法上「執行機関」と規定されていますが、この自治基本条例では、市民の皆様に分かりやすい表現とすることが重要と考え、「市長等」としたものです。

市長という職は、市の代表者であると同時に、執行機関でもあります。この自治基本条例は、市長の役割に応じて、市の代表者としての役割や市長にのみ与えられている権限（議案の提出、予算の調製及び執行、財産の取得等）に基づく規定では「市長」を、市長が執行機関としての役割を担う規定では「市長等」を用いることとしています。

・ **第4号「協働」について**

厚木市では、平成20年度を「市民協働元年」と位置付け、自治基本条例の検討を始めるなど、行政の様々な分野において協働を進めてきました。今後も、協働による自治を積極的に推進していくためには、自治の担い手である市民、議会及び市長等それぞれが「協働」について共通理解を深めておく必要があります。本号は、自治の担い手が共通の目標に向かって、協力し合う活動内容を定義としてまとめたものです。

前文に規定する「共通の目標を定め、互いの立場を認め合い、尊重し合い、支え合いながら、それぞれの役割を果たし、協力していく」という文章を要約したもので、協働という取組の姿勢を表現しています。

・ **第5号「まちづくり」について**

この自治基本条例では、「自治」と「まちづくり」を使い分けていることから、自治の担い手である市民、議会、市長等それぞれが共通理解するために、それぞれの定義を置いたものです。

「まちづくり」を「活力に満ちた心豊かに暮らせるまちをつくるための取組全般」と定義し、ハード、ソフト両面でのまちづくりはもちろんのこと、まちづくりに関わる人づくりも含めています。

・ **第6号「コミュニティ団体」について**

コミュニティ団体は、協働による自治を進めていく上で、特に重要な存在であることから、定義を置くこととしました。この自治基本条例では、地縁に基づく団体である自治会を始め、共通の公共的な関心事により構成員がつながりを持った団体（市民活動団体など）も含めてコミュニティ団体としています。

1 自治基本条例推進委員会による運用状況の点検について

- (1) 点検対象・報告のみ・点検対象外
- (2) 関連する主な取組
規定の性質上なし
- (3) これまでの運用状況点検結果及び前回の見直しでの意見等
なし

2 運用上の課題及び課題に対する取組

規定の性質上なし

3 市による運用状況の評価

規定の性質上評価不能

4 評価に基づく見直しの考え方

制定時から本規定を取り巻く社会状況等に大きな変化は見られず、規定を改正する必要はないものとする。

5 厚木市自治基本条例推進委員会による見直しに係る意見等

特になし

6 第3条について見直した結果

規定の改正が必要・逐条解説の改正が必要・**改正不要**

(改正を必要とする理由)

第4条 自治の基本理念は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 人と人との^{きずな}絆を大切にする自治
- (2) 協働による自治
- (3) 自然の循環と文化を大切にする自治

【解説】

自治の基本理念は、自治の担い手である市民、議会及び市長等が進める自治の基本的な考え方や方向性を示すもので、その内容は前文に示されています。

・第1号「人と人との^{きずな}絆を大切にする自治」について

人と人が交流を深めることで、身近な課題に気づき、共に考え、課題解決に向け共に行動する意識が醸成されます。そこから市民活動が生まれ、市民自治の推進につながります。人と人との絆は、市民自治の根幹にあるものです。

自治を進めることは、異なる意見を持った人々が、一定のルールの中で話し合い、お互いに理解を深めながら、共に生活を営むことであり、何よりも人々の絆を大切にすることが欠かせないことから、自治の基本理念に位置付けました。

・第2号「協働による自治」について

少子・高齢社会の進行など社会環境が変化し、市民ニーズやライフスタイルの多様化、個別化など市民意識が変化する中、自ら公共的な課題解決に取り組もうとする市民の活動が広がっています。

一方、行政は地方分権の進展への対応や厳しい財政状況の中で、誰もが住みやすい地域社会を築いていかなければなりません。

こうしたことから、コミュニティ団体等や事業者、そして行政がそれぞれの特性をいかし、協働により公共サービスの提供などに取り組む必要があることから、自治の基本理念に位置付けました。

・第3号「自然の循環と文化を大切にする自治」について

厚木市は、豊かな自然と地域に伝わる様々な伝統文化に恵まれています。私たちを取り巻く自然界では、様々な命や物質が循環を繰り返しています。命の根源である自然と過去から現在に至るまでの人々の英知により培われてきた文化を大切にし、次世代に引き継ぐことが私たちの役割であり、そのことは私たちの生活の向上にもつながることから、自然と文化を大切にすることを自治の基本理念に位置付けました。

1 自治基本条例推進委員会による運用状況の点検について

(1) 点検対象・報告のみ・点検対象外

(2) 関連する主な取組

- ・あつぎ市民ふれあい都市宣言(平成27年2月)

(3) これまでの運用状況点検結果及び前回の見直しでの意見等
意見なし

2 運用上の課題及び課題に対する取組

規定の性質上なし

3 市による運用状況の評価

規定の性質上評価不能

4 見直しの考え方

制定時から本規定を取り巻く社会状況等に大きな変化は見られず、規定を改正する必要はないものとする。

5 関連する主な条項等

(1) 前文

(2) 第3章 自治の基本原則 第5条

(3) 第15条(行政運営の基本事項)

(4) 第8章 参加及び協働の推進 第28条から第36条

6 厚木市自治基本条例推進委員会による見直しに係る意見等

特になし

7 第4条について見直した結果

規定の改正が必要・逐条解説の改正が必要・**改正不要**

(改正を必要とする理由)

第5条 市民、議会及び市長等は、自治の基本理念にのっとり、次に掲げる原則を定め、自治を推進する。

(1) 市民自治の原則

- ア 自治の主体は、市民であること。
- イ 市民の意思に基づくまちづくりを行うこと。
- ウ 地域の身近な課題は、地域で取り組むこと。

(2) 参加及び協働の原則

- ア 市民のまちづくりへの参加を進めること。
- イ 相互の活動への参加を広げること。
- ウ 協働によるまちづくりを進めること。

(3) 情報共有の原則

- ア まちづくりにかかわる情報が貴重な共有財産であることを認識すること。
- イ 保有する情報を分かりやすく公表し、情報の共有を図ること。

(4) 説明責任の原則

- ア 相互に説明責任を果たすこと。
- イ 説明は、分かりやすいものであること。

(5) 自然共生及び文化継承の原則

- ア 自然との共生を図ること。
- イ 文化の継承及び創造に努めること。

【解説】

第4条で定めている自治の基本理念にのっとり、市民、議会及び市長等が自治を進めるに当たっての基本的なルールとして、次の五つの原則を定めています。

・第1号「市民自治の原則」について

厚木市の自治の主体は市民です。より多くの市民の知識や経験を反映させたまちづくりを進めていきます。そして、地域が抱える身近な課題は、市民の互助、共助により解決を図ることが自治の基本となります。

・第2号「参加及び協働の原則」について

これまでのように市長等が行う取組に市民が参加するというだけでなく、市民が取り組んでいる活動に市長等が何らかの関わりを持ち、参加していくことなど、自治の担い手である市民、議会及び市長等が相互の活動や取組に関わりながら、幅広い市民の知識や経験をいかし、協働によるまちづくりを進めていきます。

・ 第 3 号「情報共有の原則」について

まちづくりに関する情報は自治の担い手である市民、議会及び市長等それぞれが共有すべき財産です。議会や市長等が保有する情報だけでなく、地域に根ざした活動を行っている市民だからこそ持っている貴重な情報を公表・提供し合い、情報の共有化を進め、まちづくりにいかします。

・ 第 4 号「説明責任の原則」について

まちづくりを市民の参加と協働によって進めていくには、自治の担い手である市民、議会及び市長等が強い信頼関係で結ばれていなければなりません。そのためには、相互にそれぞれの考えについて説明し、合意形成していくことなどが重要です。

・ 第 5 号「自然共生及び文化継承の原則」について

豊かな自然や歴史に培われた文化は、厚木市の大きな財産です。まちづくりを進めていく中で、自然との共生、文化の継承と創造をその基礎とし、素晴らしい財産として次代に引き継いでいかなければなりません。

1 自治基本条例推進委員会による運用状況の点検について

(1) 点検対象・報告のみ・点検対象外

(2) 関連する主な取組

ア 厚木市市民協働推進条例の制定(平成24年10月)

イ 厚木市市民参加条例の制定(平成24年4月)

(3) これまでの運用状況点検結果及び前回の見直しでの意見等
意見なし

2 運用上の課題及び課題に対する取組

規定の性質上なし

3 市による運用状況の評価

規定の性質上評価不能

4 評価に基づく見直しの考え方

制定時から本規定を取り巻く社会状況等に大きな変化は見られず、規定を改正する必要はないものとする。

5 関連する主な条項

- (1) 前文
- (2) 第15条(行政運営の基本原則)
- (3) 第18条(行政評価)
- (4) 第21条(情報の公開等)
- (5) 第8章 参加及び協働の推進 第28条から第36条

6 厚木市自治基本条例推進委員会による見直し結果

見直しに係る 意見等	特になし
---------------	------

第5条について見直した結果	
規定の改正が必要・逐条解説の改正が必要・ 改正不要	
(改正を要する規定等)	

(市民の権利)

第6条 市民は、次に掲げる権利を有する。

- (1) 安心・安全に生活する権利
- (2) 知る権利
- (3) まちづくりに参加する権利

【解説】

この自治基本条例で定める自治の基本理念に基づき、厚木市における自治を進める上での、市民の権利を定めています。

本条で定めた市民の権利は、法律等で規定されたり、保障されているものではありません。市民の意思に基づき、厚木市の自治を進めていくためのルールであるこの自治基本条例において、自治の主体である市民が自治を推進していく上で必要と考えられるものを市民の権利としました。

・ **第1号「安心・安全に生活する権利」について**

市民が主体的にまちづくりに参加するためには、その前提条件として、まずは安心・安全に生活できることが求められます。

安心・安全に生活することは、市民にとって最も基本的なことであり、市民会議の提言でも市民の権利として最初に位置付けられていました。生活するとは、必ずしも厚木市内に居住し、生活することだけを想定したのではなく、厚木市内で働き、学び、活動すること全般を含むものです。

厚木市では、高齢者の転倒事故予防のための体操教室、地域ぐるみでの子どもの見守り、自主防災組織の活動等に取り組み、平成22年にWHO（世界保健機関）のセーフコミュニティの認証を取得し、その取組を一層推進するために平成24年にはセーフコミュニティ推進条例を制定しました。

市民が安心・安全に生活するために、市長等の行政は、様々な対策を講じ、必要な施策を展開します。市民も積極的にセーフコミュニティの取組などに参加し自らの安心・安全を確保する努力が求められます。

・ **第2号「知る権利」について**

参加、協働を進めるに当たっては、情報を共有することが基本となります。市民が主体的にまちづくりに参加するためには、まちづくりに関する情報その他の様々な情報を知る必要があります。そのため、議会や市長等には、市民に対して情報を公開し、公表し、及び提供することが求められます。

厚木市では、既に厚木市情報公開条例（平成13年厚木市条例第15号）第1条において「この条例は、地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し」と、同条例第5条では「何人も」行政文書の公開を請求することができる」と規定し、市民の知る権利を尊重しています。

・ 第3号「まちづくりに参加する権利」について

この自治基本条例は、市民参加や協働を自治の基本的なルールとして定めています。このことから、「まちづくりに参加する権利」は、市長等が行う行政活動への市民の参加を進めるための、最も基本的な権利となります。

1 自治基本条例推進委員会による運用状況の点検について

- (1) 点検対象・**報告のみ**・点検対象外
- (2) 関連する主な取組
 - ア セーフコミュニティに関する取組
 - イ 情報公開制度の運用
 - ウ 厚木市市民参加条例の制定（平成24年4月）
- (3) これまでの運用状況点検結果及び前回の見直しでの意見等
意見なし

2 運用上の課題及び課題に対する取組

規定の性質上なし

3 市による運用状況の評価

規定の性質上評価不能

4 評価に基づく見直しの考え方

制定時から本規定を取り巻く社会状況等に大きな変化は見られず、規定を改正する必要はないものと考えます。

5 関連する主な条項

- (1) 第3章 自治の基本原則 第5条
- (2) 第15条(行政運営の基本原則)
- (3) 第18条(行政評価)
- (4) 第20条(危機管理)
- (5) 第21条(情報の公開等)
- (6) 第29条(条例等の制定当への市民参加)
- (7) 第30条(事業の実施に係る市民参加)
- (8) 第36条(住民投票)
- (9) 第9章 広域連携及び交流 第37条

6 厚木市自治基本条例推進委員会による見直し結果

見直しに係る 意見等	特になし
---------------	------

第6条について見直した結果	
規定の改正が必要・逐条解説の改正が必要・ 改正不要	
(改正を要する規定等)	

(市民の責務)

第7条 市民は、自治の主体としての意識を高め、まちづくりに関心を持つとともに、まちづくりに参加するよう努めなければならない。この場合において、市民は、まちづくりに参加できないこと等により、不利益を受けない。

2 市民は、まちづくりへの参加に当たっては、互いに尊重するとともに、自らの発言及び行動に対して責任を持たなければならない。

3 市民は、行政サービスに伴う負担を分担しなければならない。

【解説】

この自治基本条例で定める自治の基本理念に基づき、厚木市における自治を進める上での、市民の責務を定めています。

自治の主体である市民は、厚木市における自治を進める上で、権利を有すると同時に、果たすべき責務も有することになります。前条で市民は権利としてまちづくりに参加する権利を有すると規定されていますが、自治の主体である市民の意思に基づいたまちづくりを進めていくためには、市民はまちづくりに積極的に参加することが責務として求められることとなります。

・第1項について

市民に対して、①自らが自治の主体であることの意識を高めること（自治の主体としての自覚）、②まちづくりに関心を持つこと、③まちづくりに参加するよう努めることの三つの責務を規定しています。

市民は、自治の主体であり、まちづくりは市民の意思に基づいて行われなければなりません（市民自治の原則）。このことから、市民には、積極的にまちづくりに参加すること、そして自治の主体としての自覚が求められます。

また、市民会議の議論の中で、「まちづくりに無関心でいられるが、無関係ではいられない」という話が出ていましたが、市民は、まちづくりと無関係でいられないからこそ、できるだけまちづくりに対して関心を持つことが求められるのです。

市民が全てのまちづくりに参加することは不可能ですが、まちづくりに参加する機会は多様ですので、御自分のライフスタイルに合った参加の方法がきっと見つかるはずです。

しかし、市民の中には、高齢であることや疾病等でまちづくりに参加したくてもできない方やまちづくりに参加しないという意思を持った方もいらっしゃるので、そうした個々の状況や意思を尊重する必要があると考え、「この場合において」で始まる後段を設けています。後段では、まちづくりに参加できない又はしないことにより市民の責務を果たすことができない場合であっても、不利益を受けないことを定めています。

・ **第2項について**

まちづくりに参加するに当たっては、自分の考えなどを押し付けようとするのではなく、他の参加者などの置かれた状況や立場などを思いやることが大切です。

また、発言する内容は自由ですが、まちづくりに参加しているということの公共性を自覚し、責任ある発言や行動をすることが必要です。

・ **第3項について**

市長等の行政によるサービスには、それに応じた負担があることを明らかにしておく必要があることから、この項を設けています。地方自治法第10条第2項は、「住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。」と規定されており、当該既定中の「その負担を分任する義務を負う」の部分を改めて本項に定めたものです。

「負担」は、行政サービスに伴う負担としていることから、受益者負担とされる分担金、使用料、手数料などの金銭的な負担のみならず、公共施設使用後の清掃などの活動によるものも含まれます。

なお、市民が分担する「負担」とは、全ての市民に対し形式的に同じように課されるものではなく、サービスを受ける市民の状況に応じて軽減又は免除される実質的なものとなります。

1 自治基本条例推進委員会による運用状況の点検について

(1) 点検対象・報告のみ・**点検対象外**

(2) 関連する主な取組

厚木市市民参加条例の制定（平成24年4月）

(3) これまでの運用状況点検結果及び前回の見直しでの意見等
意見なし

2 運用上の課題及び課題に対する取組

規定の性質上なし

3 市による運用状況の評価

規定の性質上評価不能

4 評価に基づく見直しの考え方

制定時から本規定を取り巻く社会状況等に大きな変化は見られず、規定を改正する必要はないものとする。

5 関連する主な条項等

- (1) 前文
- (2) 第3章 自治の基本原則 第5条
- (3) 第15条(行政運営の基本原則)
- (4) 第18条(行政評価)
- (5) 第20条(危機管理)
- (6) 第21条(情報の公開等)
- (7) 第29条(条例等の制定当への市民参加)
- (8) 第30条(事業の実施に係る市民参加)
- (9) 第36条(住民投票)
- (10) 第9章 広域連携及び交流 第37条

6 厚木市自治基本条例推進委員会による見直し結果

見直しに係る 意見等	特になし
---------------	------

第7条について見直した結果	
規定の改正が必要・逐条解説の改正が必要・ 改正不要	
(改正を要する規定等)	

(子どもの権利、責務等)

第8条 子ども(18歳未満の市民をいう。以下同じ。)は、市民の権利を有するとともに、次代の社会の担い手として健やかに成長できるよう、次に掲げる権利を有する。

(1) 生きる権利

(2) 育つ権利

(3) 守られる権利

2 子どもは、その年齢に応じた市民の責務を負う。

3 市民、議会及び市長等は、子どもの成長過程における保護及び支援の必要性を認識し、子どもが健やかに育つ環境の整備に努めなければならない。

【解説】

この自治基本条例で定める自治の基本理念にのっとり、厚木市における自治を進める上での、子どもの権利・責務等を定めています。

子どもを健やかに育成する責任は、基本的には保護者にあります。しかし、社会的責任や法を始めとしたルールの遵守、他人を思いやり地域や社会と関わることなどを教えることが、次代の社会を担う子どもに欠かせないことから、子どもが健やかに成長することができるよう社会全体で取り組む必要があると考え、この項目を設けました。

・第1項について

成長段階にある子どもたちには、次代の自治の主体としての確かな成長が何よりも望まれるところであり、市民の権利とは別に、子どもたちの健やかな成長に必要と考えられる特有の権利を定めています。

この子どもの権利は、1994年(平成6年)に日本政府が批准している「児童の権利に関する条約(以下「子どもの権利条約」といいます。)」に定める四つの権利(生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利)のうち、この自治基本条例で市民の権利として定める「まちづくりに参加する権利」と重複する「参加する権利」を除いた三つの権利としました。

また、子どもの年齢を18歳未満としましたが、この年齢は、いわゆる「成年」、「未成年」の区分を規定したものではなく、子どもの権利条約の対象年齢に合わせたことによります。

・第2項について

子どもの責務について規定しています。

市民の責務については、第7条に規定されていますが、子どもも市民であることから基本的には、これら全てについてその責務を負うこととなります。

ただし、子どもは成長段階にあり、判断能力や負担能力にも違いがあ

るので、大人と同じ負担を負わせることには無理があります。そこで、子どもたちには、年齢に応じた責務を負っていただくこととなります。

また、子どもが、将来まちづくりに参加することが当たり前と考える大人に成長してもらうためには、成長に応じて地域の行事等に参加し、役割を与えられることが必要であります。そうした意味から、本項は、子どもたちを守り、育てる大人たちの役割としての意味も持ちます。

・ 第3項について

自治の担い手である市民、議会及び市長等が、次代の自治の主体である子どもたちの成長過程において、特別な保護と支援が必要です。そうした共通認識の下、保護者だけでなく、地域、そして社会が子どもたちを温かく見守り、責任を持って育てることにより、子どもたちが自らの行動や発言に対して責任を持てる立派な市民として成長できるよう、必要な環境の整備に努めなければならないことを定めています。

1 自治基本条例推進委員会による運用状況の点検について

- (1) 点検対象・**報告のみ**・点検対象外
- (2) 関連する主な取組
 - ・ 厚木市子ども育成条例の制定（平成24年12月）
- (3) これまでの運用状況点検結果及び前回の見直しでの意見等
意見なし

2 運用上の課題及び課題に対する取組

特になし

3 市による運用状況の評価

評価結果	評価内容
○	十分な運用がなされている。
	運用がなされているが不十分である。
	適切な運用がなされていない。
	運用はなされているが、規定内容が現在の社会状況に適合していない。
	規定が適切でない。

4 評価に基づく見直しの考え方

制定時から本規定を取り巻く社会状況等に大きな変化は見られず、規定を改正する必要はないものとする。

5 関連する主な条項等

- (1) 前文
- (2) 第20条(危機管理)

6 厚木市自治基本条例推進委員会による見直し結果

見直しに係る意見等	<p>市民の責務を負う子どもの範囲及び責務の具体的な内容が明確ではない。規定の対象となる子どもが読んでも理解しやすいものとなるよう、逐条解説の改正を検討されたい。</p> <p>また、第1項で規定する子どもの権利と第2項で規定する子どもの責務は相対する内容となっていない。第1項は第2項よりも、子どもの権利を守るための環境整備について大人が負うべき責務について規定する第3項との関係性が深いといえる。そういったことから、本条項以外に規定の改正をする際には、第2項と第3項の順序を入れ替えることも併せて検討されたい。</p>
-----------	---

第8条について見直した結果

規定の改正が必要・**逐条解説の改正が必要**・改正不要

(改正を要する規定等)

市民自治の確立のためには、将来にわたって継続してまちづくりの担い手を育成することが重要です。そうしたことから、将来に備えて子どもも市民の責務を負うこと及び大人にそのための環境整備を行うことを義務付ける本条は自治基本条例の根幹をなす規定であるといえ、本条については規定の改正は必要ないものと考えます。

なお、本条の趣旨を市民の皆様により分かりやすく伝える必要があることから逐条解説を改めます。

(事業者の権利及び責務)

第9条 事業者（厚木市内で事業を営む個人及び法人その他の団体をいう。）は、市民の権利を有し、市民の責務を負うとともに、地域社会の一員として、周辺環境との調和に留意し、暮らしやすいまちづくりに寄与するよう努めなければならない。

【解説】

事業者は、地域社会の一員であり、その事業活動がまちづくりに大きな関わりがあることから、この項目を設けました。

事業者も第3条で定義する市民に含まれますが、そのことを事業者にもしっかりと認識してもらうために、あえて市民の権利（第6条）を有し、その責務（第7条）を負うことを規定しています。

事業者もその活動拠点とする地域の一員であり、かつ、市民として自治の主体であることを自覚し、事業活動によって周辺環境の調和を乱さないよう、常に地域社会への配慮が求められます。

1 自治基本条例推進委員会による運用状況の点検について

- (1) 点検対象・**報告のみ**・点検対象外
- (2) 関連する主な取組
特になし
- (3) これまでの運用状況点検結果及び前回の見直しでの意見等
意見なし

2 運用上の課題及び課題に対する取組
特になし

3 市による運用状況の評価
規定の性質上評価不能

4 評価に基づく見直しの考え方

制定時から本規定を取り巻く社会状況等に大きな変化は見られず、規定を改正する必要はないものとする。

5 関連する主な条項等

- (1) 第3条(定義)
- (2) 第23条(法令順守)

6 厚木市自治基本条例推進委員会による見直し結果

見直しに係る 意見等	特になし
---------------	------

第9条について見直した結果	
規定の改正が必要・逐条解説の改正が必要・ 改正不要	
(改正を要する規定等)	

(議会の役割及び責務)

第10条 議会は、直接選挙により信任を得た議員によって構成される厚木市の意思決定機関として、市民の意思を把握し、その意思を市政に反映するよう努めなければならない。

2 議会は、市民福祉の充実を図るため、重要な政策等の議決及び行政運営の監視等の役割を果たさなければならない。

3 議会は、市民に議会の活動又は審議に関する情報を公開すること等により、市民に分かりやすく、かつ、開かれた議会運営に努めなければならない。

【解説】

・第1項について

自治の担い手である議会の役割及び責務を定めています。

厚木市の予算、条例の制定、改正及び廃止などの決定に当たっては、議会の議決を経なければならないことから、議会は、厚木市の意思決定を行う機能を持っています。その議会が厚木市の意思決定を行う際には、市民の意思を反映させる必要があります。

議会では、審議に関する情報発信や、多様化する行政課題、市民ニーズ等を的確に把握するための広聴活動の必要性から、平成23年8月、議員提案により「広報広聴特別委員会」が設置され、議会として市民の意思の把握をし、期待に応えるよう努めています。

議会は、広報広聴活動を通じて多数派の意思、それに反対する意思、少数派の意思等様々な市民の意思を把握し、議論を尽くした上で、厚木市の意思決定を行っていくことが求められます。

・第2項について

議決権の行使や市長等による行政運営が適正に行われているかの監視など議会の基本的な役割について定めています。

議会は、地方自治法の規定により、様々な役割を担います。中でも、同法第96条で15件の議決事項が定められており、条例を制定、改正及び廃止することや予算を定めるには、議会の議決が必要となります。

議会では、平成27年1月から通年会期制を導入し、議決権の強化・充実を図りました。

また、議会は、地方自治法第98条により、事務の執行状況の検査及び監査委員に対する監査の請求の権限が与えられており、議会が市長等（執行機関）に対する監視権を持つ根拠となっています。この自治基本条例では、議会が市長等の行う行政運営を監視し、意思決定機関として執行機関をけん制することにより、事務処理の適正化を図ることを含めて「監視等」と表現しています。

なお、厚木市議会本会議においては、代表質問形式ではなく、全ての議員に質問する権利が認められており、議決に際しても、賛成討論、反対討論をそれぞれの立場から行うなど、活発な議論が展開されています。

公開された本会議の場で、議論を尽くすことで執行機関に対する監視等の役割を果たしています。

・ 第3項について

議会が積極的な情報の公開を進め、開かれた議会運営に努めることを定めています。

現在、議会では、本会議、各常任委員会及び各特別委員会の会議を公開するとともに、インターネットを通じた議会中継をいち早く取り入れたほか、ホームページに定例会等の日程や審議議案、議員別表決結果等を公表するなど開かれた議会運営に努めています。ただし、条例等に定めることにより秘密会にできる場合があります。

また、市民に分かりやすく議会の審議経過などを報告する議会報告会を開催し、議員が市民と直接対話する機会も設けるなど、本項の趣旨をいかした議会活動を展開しています。

1 自治基本条例推進委員会による運用状況の点検について

(1) 点検対象・報告のみ・点検対象外

(2) 関連する主な取組

ア 厚木市議会基本条例の制定（平成27年6月）

イ 広報広聴特別委員会の設置（平成23年8月）

ウ インターネットによる議会中継

エ 議会報告会の開催

(3) これまでの運用状況点検結果及び前回の見直しでの意見等
意見なし

2 運用上の課題及び課題に対する取組

特になし

3 市による運用状況の評価

評価結果	評価内容
○	十分な運用がなされている。
	運用がなされているが不十分である。
	適切な運用がなされていない。
	運用はなされているが、規定内容が現在の社会状況に適合していない。
	規定が適切でない。

4 評価に基づく見直しの考え方

制定時から本規定を取り巻く社会状況等に大きな変化は見られず、規定を改正する必要はないものとする。

5 厚木市自治基本条例推進委員会による見直し結果

見直しに係る 意見等	特になし
---------------	------

第10条について見直した結果	
規定の改正が必要・逐条解説の改正が必要・ 改正不要	
(改正を要する規定等)	

(議員の役割及び責務)

第11条 議員は、議会の役割及び責務を認識し、地域の課題及び市民の意見を把握するとともに、総合的な視点に立ち、公正かつ誠実に職務を行わなければならない。

2 議員は、職務に伴う調査研究活動等を通じ、審議能力及び政策提案能力の向上に努めなければならない。

【解説】

自治の担い手である議会を構成する議員の役割及び責務を定めています。

・ 第1項について

議員は、議会の構成員であり、第10条に定める議会の役割及び責務を認識した上で、議会において議論を尽くすためにも、議員活動を通じて地域が抱える課題や市民の皆様の考え、意見等を把握すること、そして、常に公正かつ誠実な職務執行が求められることを定めています。

議員は、議員活動を通じて、地域が抱える課題やそこで生活し、又は活動する市民の意見を把握した上で、議会での審議に臨みます。前条では、「議会は、…市民の意思を把握し、…」と規定し、市民の「意思」と「意見」とを使い分けています。議会は、厚木市の意思決定機関として、議決に際して、自治の主体である市民の意思を反映させることが求められるのに対して、個々の議員は、市民の様々な意見を受け止め、議会における審議、討論等にかかしていくことが求められていることによるものです。

・ 第2項について

議員は、意思決定機関である議会の一員として、厚木市の重要な案件を審議するとともに、自ら政策を立案し提案する権限も持っています。議員には、日頃の調査研究活動を通じて、自らの審議能力や政策提案能力を向上させるための努力が求められます。

1 自治基本条例推進委員会による運用状況の点検について

(1) 点検対象・報告のみ・**点検対象外**

(2) 関連する主な取組

・ 議会報告会の開催

(3) これまでの運用状況点検結果及び前回の見直しでの意見等
意見なし

2 運用上の課題及び課題に対する取組

なし

3 市による運用状況の評価

評価結果	評価内容
○	十分な運用がなされている。
	運用がなされているが不十分である。
	適切な運用がなされていない。
	運用はなされているが、規定内容が現在の社会状況に適合していない。
	規定が適切でない。

4 評価に基づく見直しの考え方

制定時から本規定を取り巻く社会状況等に大きな変化は見られず、規定を改正する必要はないものとする。

5 厚木市自治基本条例推進委員会による見直し結果

見直しに係る意見等	特になし
-----------	------

第11条について見直した結果	
規定の改正が必要・逐条解説の改正が必要・ 改正不要	
(改正を要する規定等)	

(市長の役割及び責務)

第12条 市長は、経営感覚を持ち、公正かつ誠実に職務を行わなければならない。

2 市長は、政策等の意思決定に至る経過等について、多様な方法により市民への説明責任を果たさなければならない。

3 市長は、毎年度、市民及び議会に対して、市政運営の方針を示すとともに、その取組状況について説明しなければならない。

【解説】

この自治基本条例で定める自治の基本理念に基づき、厚木市における自治を進める上での、厚木市の代表者としての権限を有する市長の役割及び責務を定めています。

・ **第1項について**

最近では、「自治体経営」、「都市経営」、「行政経営」というように、行政分野にも「経営」という考え方が浸透しつつあります。市長は、厚木市の代表者であるとともに、厚木市という自治体の経営者として、財源や人材など経営資源の効率的な活用を図るとともに、常に「最少の経費で最大の効果を挙げる」ための経営感覚を持って、公正かつ誠実に職務を行わなければならないことを定めています。

・ **第2項について**

政策等の意思決定に至るまでの市長の説明責任について規定しています。

市民への説明責任を果たす上で、政策等の企画段階から意思決定に至るまでの意思形成過程に関する会議録などの情報は重要なものとなります。よって、「厚木市の積極的な情報公開を推進するための行政文書作成指針」にのっとり、必要な文書を作成しておくことが求められます。

この自治基本条例では、第5条で自治の基本原則として「説明責任の原則」を定めているので、市長も様々なメディアの活用や説明の場の設定により市民及び議会に対して説明責任を果たさなければなりません。

・ **第3項について**

市長が毎年度、市民及び議会に対して、市政運営の方針を示すとともに、その取組状況についても明らかにすることを定めています。

厚木市では、毎年、市議会2月定例会議において、市長が次年度の市政運営について施政方針演説を行っております。市長は、自ら表明した施政方針について、どのように、また、どこまで取り組むことができたのかをホームページ等を活用して、市民及び議会に対して説明責任を果たします。

1 自治基本条例推進委員会による運用状況の点検について

- (1) 点検対象・**報告のみ**・点検対象外
- (2) 関連する主な取組
 - ア 経営会議の結果の公開
 - イ 市政方針演説の実施（毎年市議会2月定例会）
- (3) これまでの運用状況点検結果及び前回の見直しでの意見等
意見なし

2 運用上の課題及び課題に対する取組

特になし

3 市による運用状況の評価

評価結果	評価内容
○	十分な運用がなされている。
	運用がなされているが不十分である。
	適切な運用がなされていない。
	運用はなされているが、規定内容が現在の社会状況に適合していない。
	規定が適切でない。

4 評価に基づく見直しの考え方

制定時から本規定を取り巻く社会状況等に大きな変化は見られず、規定を改正する必要はないものとする。

5 関連する主な条項等

- (1) 前文
- (2) 第3章 自治の基本原則 第5条
- (3) 第15条(行政運営の基本原則)
- (4) 第18条(行政評価)
- (5) 第19条(財政運営)
- (6) 第21条(情報の公開等)
- (7) 第23条(法令遵守)
- (8) 第29条(条例等の制定当への市民参加)
- (9) 第30条(事業の実施に係る市民参加)
- (10) 第9章 広域連携及び交流 第37条

6 厚木市自治基本条例推進委員会による見直し結果

見直しに係る 意見等	特になし
---------------	------

第12条について見直した結果	
規定の改正が必要・逐条解説の改正が必要・ 改正不要	
(改正を要する規定等)	

(市長等の役割及び責務)

第13条 市長等は、その権限及び責任において、公正かつ誠実に行政運営を行わなければならない。

2 市長等は、事務事業の執行等について、市民への説明責任を果たさなければならない。

3 市長等は、相互の連携及び協力を図り、一体として、行政機能を発揮しなければならない。

【解説】

この自治基本条例で定める自治の基本理念に基づき、厚木市における自治を進める上での、市長等の役割及び責務を定めています。

この自治基本条例では、第3条で市長を始めとする厚木市の各執行機関を「市長等」と定義しています。

・ 第1項について

市長等は、厚木市の行政を担う執行機関として、地方自治法その他の法律で定められた各執行機関の職務権限とその権限に伴う責任において、公正かつ誠実に行政運営を行わなければなりません。

・ 第2項について

市長等は、実施する事務事業の企画立案、実施、評価及び改善のPDCAサイクルの各課程において説明責任を果たさなければなりません。

この自治基本条例では、第5条で自治の基本原則として「説明責任の原則」を定めていますので、市長等が説明責任を果たすことは当然のことですが、地方自治の制度上、市長等は、市民から行政運営を委ねられています。市長等による事務事業等の執行は、市民生活に影響を及ぼすものであり、市民に十分な説明を行う必要があることから、あえてこの規定を設けています。

・ 第3項について

市長等は、個々の執行機関として、それぞれが独立して、各分野において必要な行政機能を発揮していますが、厚木市という普通地方公共団体の事務事業の執行という全体の視点に立ったとき、各執行機関は、市長の総合調整権の下、それぞれの事務事業の執行に矛盾等が生じないよう相互の連携や協力を図り、各執行機関が一体となって、行政機能を発揮することが必要になります。本項は、地方自治法第138条の3第2項の規定の確認的な内容となっています。

1 自治基本条例推進委員会による運用状況の点検について

(1) 点検対象・**報告のみ**・点検対象外

- (2) 関連する主な取組
 - ア 総合計画の施策評価の実施
 - イ 市民参加型外部評価の実施
- (3) これまでの運用状況点検結果及び前回の見直しでの意見等
意見なし

2 運用上の課題及び課題に対する取組 なし

3 市による運用状況の評価

評価結果	評 価 内 容
○	十分な運用がなされている。
	運用がなされているが不十分である。
	適切な運用がなされていない。
	運用はなされているが、規定内容が現在の社会状況に適合していない。
	規定が適切でない。

4 評価に基づく見直しの考え方

制定時から本規定を取り巻く社会状況等に大きな変化は見られず、規定を改正する必要はないものとする。

5 関連する主な条項等

- (1) 前文
- (2) 第3条(定義)
- (3) 第3章 自治の基本原則 第5条
- (4) 第15条(行政運営の基本原則)
- (5) 第18条(行政評価)
- (6) 第19条(財政運営)
- (7) 第21条(情報の公開等)
- (8) 第23条(法令遵守)
- (9) 第29条(条例等の制定当への市民参加)
- (10) 第30条(事業の実施に係る市民参加)
- (11) 第9章 広域連携及び交流 第37条

6 厚木市自治基本条例推進委員会による見直し結果

見直しに係る 意見等	特になし
---------------	------

第13条について見直した結果	
規定の改正が必要・逐条解説の改正が必要・ 改正不要	
(改正を要する規定等)	

(市職員の役割及び責務)

第14条 市職員は、市民全体の奉仕者であることを自覚し、公正、誠実かつ適切に行動しなければならない。

2 市職員は、社会状況の変化、市民ニーズ等を的確にとらえるとともに、事務事業の目的を常に認識し、職務を行わなければならない。

3 市職員は、政策等を立案し、及び遂行する能力の向上に努めなければならない。

【解説】

この自治基本条例で定める自治の基本理念に基づき、厚木市における自治を進める上での、市職員の役割及び責務を定めています。

・ 第1項について

公務員である市職員は、任用の際、地方公務員法第31条の規定に基づき、厚木市職員のサービスの宣誓に関する条例により「サービスの宣誓」をしなければなりません。サービスの宣誓とは、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行することを任命権者等の面前で宣誓することです。本項は、市職員にサービスの宣誓の内容を改めて認識することを求めた規定です。

・ 第2項について

市職員は、常に変化を続ける社会状況や市民ニーズを的確にとらえることができなければ、市民主体の自治を進めることはできません。

市職員は、与えられた事務事業をただ漫然とこなすのではなく、常に事務事業の目的を認識しながら職務を行うことにより、社会経済情勢の変化が事業計画に与える影響や、事務事業の目的と市民ニーズとの乖離（かいり）の有無などを確実に把握し、事務事業の改善につなげなければなりません。

市職員が行う事務事業は、ある一定の目的を実現するための手段として選択され、実施されるものです。したがって、市職員がその目的を認識した上で、執行することにより、市民が期待する成果を挙げることが重要です。

・ 第3項について

この自治基本条例では、市民を自治の主体と定め、市民の意思に基づいたまちづくりを行うことを自治の基本原則としています。そのために、様々な方法により市民ニーズを把握し、市民の意思を反映させた新たな政策等を立案し、確実に遂行するための能力が市職員には求められます。

職員に求められる能力としては、政策等を立案する段階では、政策等の目的の明確化、課題や問題の把握・分析（調査・分析能力）、そのための情報の収集（情報収集能力）、さらには政策等の企画に当たって説明を行うこと（行政内部における調整能力・プレゼンテーション能力）

などです。そして、立案した政策等を、実際に遂行するための関係者等との調整能力も必要になります。

また、この自治基本条例第24条で法令等の解釈について定めていますが、企画し、実行しようとする政策等の内容によっては、法令や関係条例等を自主的に解釈し、積極的に条例を制定していくことが必要となります。市職員には、こうした能力も求められることとなりますので、人材育成に係る研修制度の充実はもとより、個々の市職員が自己の能力向上に意欲的に取り組む必要があります。

1 自治基本条例推進委員会による運用状況の点検について

- (1) 点検対象・**報告のみ**・点検対象外
- (2) 関連する主な取組
 - ア 厚木市人材育成基本方針の策定
 - イ 人事評価制度の実施
- (3) これまでの運用状況点検結果及び前回の見直しでの意見等
意見なし

2 運用上の課題及び課題に対する取組

なし

3 市による運用状況の評価

評価結果	評価内容
○	十分な運用がなされている。
	運用がなされているが不十分である。
	適切な運用がなされていない。
	運用はなされているが、規定内容が現在の社会状況に適合していない。
	規定が適切でない。

4 評価に基づく見直しの考え方

制定時から本規定を取り巻く社会状況等に大きな変化は見られず、規定を改正する必要はないものとする。

5 関連する主な条項等

- (1) 第17条(組織等)
- (2) 第23条(法令遵守)
- (3) 第24条(法令の解釈等)

(4) 第25条(行政手続)

(5) 第26条(市民からの要望等への対処)

6 厚木市自治基本条例推進委員会による見直し結果

見直しに係る 意見等	特になし
---------------	------

第14条について見直した結果	
規定の改正が必要・逐条解説の改正が必要・ 改正不要	
(改正を要する規定等)	

(行政運営の基本事項)

第15条 市長等は、自治の基本原則に基づき、政策等の企画立案、実施、評価及び改善のサイクルを確立するとともに、各過程への市民の参加及び協働による行政運営を行うものとする。

2 市長等は、政策等の優先性を考慮するとともに、厚木市の資源を最大限に活用し、最少の経費で最大の効果を挙げるよう行政運営を行うものとする。

3 市長等は、市民福祉の充実及び成果重視の視点により、行政運営を行うものとする。

【解説】

市長等が厚木市の自治の確立を目指して、行政運営を行う上で、最も基本とすべき事項を定めています。

・第1項について

政策や事務事業について「企画立案（Plan）」、「実施（Do）」、「評価（Check）」、「改善（Action）」のいわゆるPDCAサイクルを確立させ、これら各過程において市民参加と協働の手法を取り入れ、行政運営を行うことを定めています。これは、行政運営に幅広く市民の意思を反映するとともに、協働の対象を拡大することを意図しています。

・第2項について

地方自治法第2条第14項で「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」と規定されていて、これは、自治体運営の基本原則とされています。

市長等が政策や事務事業を遂行する上で、常に市民ニーズや社会経済情勢を把握し、政策等の必要性、緊急性等に応じて優先順位を考慮するとともに、厚木市の資源の活用を図り、最少の経費で最大の効果を挙げるよう行政運営を行わなければなりません。

・第3項について

市長等は、行政運営を行うに当たり、常に市民が幸福感や満足感を得られているか、また、それぞれの事務事業の目的に見合った成果を挙げられたかを心掛けなくてはなりません。

1 自治基本条例推進委員会による運用状況の点検について

(1) 点検対象・報告のみ・点検対象外

(2) 関連する主な取組

ア 厚木市民満足度調査の実施

- イ 市民参加型外部評価の実施
 - ウ 行政改革大綱の策定及び運用
 - エ 各課への予算執行方針の通知と予算編成方針の明示
- (3) これまでの運用状況点検結果及び前回の見直しでの意見等

<p>これまでに委員会で付した意見等</p>	<p>(1) 妥当(平成22年度) 実施段階については、多岐にわたるので点検項目としない。</p> <p>(2) 妥当(平成23年度) 職員アンケートについては、もっと積極的に回答する必要があるのではないか。 単にこれまでの取組を継続するのではなく、創意と工夫を重ね、不断の改革・改善を図られたい</p> <p>(3) おおむね妥当(平成24年度) 職員アンケートについては、積極的に回答するなど、市職員は、自治基本条例の趣旨を認識し、政策等のPDCAサイクルを意識した行政運営を一層推進するよう意識されたい。</p>
<p>平成26年度見直しでの答申</p>	<p>特になし</p>

2 運用上の課題及び課題に対する取組

特になし

3 市による運用状況の評価

評価結果	評価内容
○	十分な運用がなされている。
	運用がなされているが不十分である。
	適切な運用がなされていない。
	運用はなされているが、規定内容が現在の社会状況に適合していない。
	規定が適切でない。

4 評価に基づく見直しの考え方

制定時から本規定を取り巻く社会状況等に大きな変化は見られず、規定を改正する必要はないものとする。

5 厚木市自治基本条例推進委員会による見直し結果

見直しに係る 意見等	特になし
---------------	------

第15条について見直した結果	
規定の改正が必要・逐条解説の改正が必要・ 改正不要	
(改正を要する規定等)	

(総合計画)

第16条 市長は、この自治基本条例の趣旨にのっとり、行政運営を総合的かつ計画的に進めるための基本構想及びこれを具体化するための計画（以下「総合計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、基本構想の策定に当たっては、議会の議決を得なければならない。

3 市長等は、総合計画以外の計画を策定するときは、総合計画との整合を図り、及び計画相互の体系化に努めるものとする。

【解説】

厚木市における最上位計画である「総合計画」について定めています。

・第1項について

厚木市の最上位計画とされる総合計画についても、この自治基本条例に定める基本理念、基本原則等に従って策定することを定めることにより、この自治基本条例と総合計画との関係を明確にしようとしています。

現行の第9次厚木市総合計画（あつぎ元気プラン）は、基本構想、基本計画及び実施計画からなる三層構造となっています。基本構想は、議会の議決を経て、厚木市の最高指針として成立していますが、この自治基本条例においても、基本構想について「行政運営を総合的かつ計画的に進める」と規定することにより、厚木市の計画体系における基本構想を含む総合計画の最上位性を示しています。

この自治基本条例と総合計画の関係を図で示すと、下図のようになります。総合計画は、自治体運営の具体的計画（プログラム）を定めたもので、時限のある政策指針としての性格を有しているのに対して、この自治基本条例は、自治体運営のルールを定めたもので、時限のない法規範としての性格を有します。つまりは、この自治基本条例を器（ルール）とすると、総合計画はその中身（プログラム）という関係にあるといえます。

・第2項について

この自治基本条例を制定した時点では、市町村は、地方自治法に基づき議会の議決を経て基本構想を定めることが義務付けられていましたが、自治基本条例の内容を検討する中で、基本構想を始めとする総合計画は、厚木市の自治を着実に実行していくためのプログラムであり、自治基本条例に位置付ける必要があるとされたことから、あえて基本構想の策定を議会の議決事項と規定したものです。

現行の第9次厚木市総合計画は、「厚木市新総合計画市民・職員協働検討会」で検討を重ね、提言をいただき、併せて「厚木市新総合計画策定に係る市の取組に関する意向調査」を実施するなど様々な市民参加を得て策定されました。

この自治基本条例でも、第29条で計画の策定、改正又は廃止に際して多様な市民参加の機会を設けるよう規定しています。厚木市の最上位計画とした総合計画も例外ではなく、多くの市民参加を得て、市民の意思を十分に反映させた上で、市長が基本構想の原案を策定する必要があります。こうして作り上げた基本構想を成立させるには、自治の担い手である議会の関与は欠かせません。

・ **第3項について**

市長等が総合計画以外の計画（現行の総合計画の基本構想、基本計画及び実施計画以外の計画で、個別計画とされているものをいいます。）を策定しようとするときは、総合計画との整合を図り、計画相互の体系化に努めることを定めています。

個別計画は、総合計画の基本政策分野ごとに分類、体系化されていますが、それぞれの個別計画間で同様の事項に関する計画を有する場合は、計画期間や内容を統一して定めるよう努めます。

1 自治基本条例推進委員会による運用状況の点検について

- (1) **点検対象**・報告のみ・点検対象外
- (2) 関連する主な取組
 - ア 総合計画の策定
 - イ 基本構想の議決
 - ウ 総合計画と個別計画との調整
- (3) これまでの運用状況点検結果及び前回の見直しでの意見等
意見なし

2 運用上の課題及び課題に対する取組

特になし

3 市による運用状況の評価

評価結果	評価内容
○	十分な運用がなされている。
	運用がなされているが不十分である。
	適切な運用がなされていない。
	運用はなされているが、規定内容が現在の社会状況に適合していない。
	規定が適切でない。

4 評価に基づく見直しの考え方

制定時から本規定を取り巻く社会状況等に大きな変化は見られず、規定を改正する必要はないものとする。

5 厚木市自治基本条例推進委員会による見直し結果

見直しに係る 意見等	特になし
---------------	------

第16条について見直した結果	
規定の改正が必要・逐条解説の改正が必要・ 改正不要	
(改正を要する規定等)	

(組織等)

第17条 市長等は、効果的かつ効率的な行政運営を行うための、市民に分かりやすい組織を形成するものとする。

2 市長等は、市職員がその能力及び適性をいかすことができるよう、人事配置を行うとともに、市職員が常に能力向上に取り組むことができるよう、人材育成の基本方針を策定するものとする。

【解説】

市長等が行政運営を行う上で必要となる組織の形成並びに職員の適材適所となる人事配置及び人材育成について定めています。

・第1項について

市長等は市民の望む行政運営を着実に進めていくため、意思決定が早い、機動性に富んだ、横断的な解決を図れる組織が必要です。また、市民の声を行政運営に効果的に反映させていくためにも、組織名から業務内容が容易に推測されるなど、組織は、市民にとって分かりやすいものであることが求められます。

・第2項について

市長等は、適材適所となる人員配置を行い、市職員の自発的な能力向上を促すための人材育成の基本方針を策定します。

厚木市では、平成15年3月に厚木市人材育成基本方針を策定し、職員像を「住民や地域への貢献を最優先に考え意欲と情熱をもって職務に取り組む職員」と定めています。

また、厚木市では平成15年4月から人事評価制度を導入し、評価に基づき、適正な人員配置を行い、市職員の能力及び適性を業務にいかせるよう努めています。

1 自治基本条例推進委員会による運用状況の点検について

(1) 点検対象・報告のみ・点検対象外

(2) 関連する主な取組

ア 行政改革大綱の策定

イ 厚木市人材育成基本方針の策定

(3) これまでの運用状況点検結果及び前回の見直しでの意見等

これまでに 委員会で付 した意見等	・ 妥当(平成23年度) 組織の細分化については、縦割り行政や非効率な行政運営にならないよう、留意すること。 第2項前段部分の趣旨を発揮できるよう、更に努力されたい。
-------------------------	---

平成26年度 見直しでの 答申	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第17条第2項の中に人事評価制度を規定する。 <p>市職員の能力及び適性をいかすための人事配置を適正に行うためには、人事評価が必要である。地方公務員法の改正により、人事評価制度が規定されたので、自治基本条例にも人事評価について規定してはどうか。</p>
-----------------------	--

2 運用上の課題及び課題に対する取組
なし

3 市による運用状況の評価

評価結果	評 価 内 容
○	十分な運用がなされている。
	運用がなされているが不十分である。
	適切な運用がなされていない。
	運用はなされているが、規定内容が現在の社会状況に合していない。
	規定が適切でない。

4 評価に基づく見直しの考え方

<p>制定時から本規定を取り巻く社会状況等に大きな変化は見られず、規定を改正する必要はないものとする。</p>

5 厚木市自治基本条例推進委員会による見直し結果

見直しに係る 意見等	特になし
---------------	------

第17条について見直した結果
規定の改正が必要・逐条解説の改正が必要・ 改正不要
(改正を要する規定等)

(行政評価)

- 第18条 市長等は、効果的かつ効率的な行政運営を行うため、行政評価（行政運営を一定の基準に従い評価し、その結果を改善に結びつけることをいう。以下同じ。）を実施するものとする。この場合において、市長等は、市民が参加する評価の方法を取り入れるよう努めなければならない。
- 2 市長等は、行政評価の結果を公表するとともに、その結果を踏まえた行政運営を行うものとする。

【解説】

第15条で行政運営の基本事項として、政策等の企画立案、実施、評価及び改善のサイクルを確立させることを規定しています。本条では、このサイクルの評価に当たる「行政評価」を実施することを定めています。

1990年代後半から多くの自治体で、行財政運営の効率化、説明責任の確保、職員の意識改革等を目的として、行政運営を一定の基準に従って評価し、その評価結果を行政運営の改善に結びつける取組が行われてきました。この取組を「行政評価」と呼びます。

厚木市では、平成17年度から行政評価を取り入れ、平成19年度には「事業仕分け」を実施、平成20年度からは外部評価委員会による外部評価の手法も取り入れています。

・第1項について

地方分権の進展や市民ニーズの多様化に伴い、事業等の選択と集中が求められる中、効果的かつ効率的な事業等の選択を行うため、行政評価を実施します。評価には、その対象により、政策評価、施策評価及び事業評価があります。

行政の無駄を省くには、市民の視点をいかすことも必要です。市長等が行政評価を実施するときは、市民が参加できることが求められます。

・第2項について

市長等は、行政評価を実施したときは、その結果を公表します。公表は、広報あつぎ、市ホームページ、市政情報コーナー、行政評価主管課窓口、各地区市民センターなどを通じて行うことが想定されます。

市長等は、翌年度の予算編成にも反映させるなど、行政評価の結果を行政運営に反映させることが必要です。

1 自治基本条例推進委員会による運用状況の点検について

(1) **点検対象**・報告のみ・点検対象外

(2) 関連する主な取組

- ア 市民参加型外部評価の実施
- イ 総合計画の施策評価の実施

(3) これまでの運用状況点検結果及び前回の見直しでの意見等

<p>これまでに 委員会で付 した意見等</p>	<p>(1) おおむね妥当（平成22年度から24年度） ・教育委員会の点検・評価に市民参加の余地があるのではないか。 ・行政評価の結果を踏まえた行政運営が行われていることを市民がチェックできる仕組みの整備が必要ではないか。</p> <p>(2) おおむね妥当（平成23年度） 行政評価の結果を踏まえた行政運営が行われていることを市民が確認できる仕組みを整備するとともに、評価結果の概要を広報紙に掲載すべきである。</p> <p>(3) おおむね妥当（平成24年度） 行政評価の結果を踏まえた行政運営が行われていることを市民がチェックできる仕組みの整備を実現されたい。</p> <p>(4) おおむね妥当（平成25年度） 教育委員会の点検・評価に市民参加を取り入れることとした点は評価できるが、今後この規定を適切に運用すること。</p>
<p>平成26年度 見直しでの 答申</p>	<p>特になし</p>

2 運用上の課題及び課題に対する取組
なし

3 市による運用状況の評価

評価結果	評 価 内 容
○	十分な運用がなされている。
	運用がなされているが不十分である。
	適切な運用がなされていない。
	運用はなされているが、規定内容が現在の社会状況に合していない。
	規定が適切でない。

4 評価に基づく見直しの考え方

制定時から本規定を取り巻く社会状況等に大きな変化は見られず、規定を改正する必要はないものとする。

5 厚木市自治基本条例推進委員会による見直し結果

見直しに係る 意見等	特になし
---------------	------

第18条について見直した結果	
規定の改正が必要・逐条解説の改正が必要・ 改正不要	
(改正を要する規定等)	

(財政運営)

第19条 市長は、中長期的な展望に立った健全な財政運営を行うものとする。

2 市長は、総合計画の着実な推進を目指し、その進捗^{ちよく}状況を踏まえた予算編成を行うものとする。

3 市長は、財政運営の透明性を高めるため、財政状況を公表するものとする。

【解説】

自立した自治を継続していくためには、健全な財政運営を維持することが重要であることから、最少の経費で最大の効果を挙げるための計画的な財政運営について定めています。

予算の調製権及び執行権は、地方自治法第149条第2号の規定により、普通地方公共団体の長の担当事務とされていることから、本条の主語は「市長」としています。

・第1項について

行政運営を総合的かつ計画的に進めるための厚木市の最上位計画となるのが総合計画であり、第9次厚木市総合計画を構成している基本構想は12年間、基本計画は6年間、実施計画は3年間という計画期間で策定されています。これらをもって「中長期的な展望」と表現しています。

・第2項について

市長は、厚木市の行政運営を進めていく上での最上位計画である総合計画の進捗状況を常に把握し、その着実な推進に必要な予算編成を行うことを定めています。

・第3項について

厚木市の財政の根幹を成すものは税であることから、市長は、その使い道について市民に説明責任を果たすことにより、財政運営の透明性を確保しなければなりません。そのため、財政状況を広報あつぎ、市ホームページ等を通じて分かりやすく公表します。

1 自治基本条例推進委員会による運用状況の点検について

(1) 点検対象・報告のみ・点検対象外

(2) 関連する主な取組

ア 総合計画実施計画の重点戦略を踏まえた予算編成

イ 市ホームページや広報紙等を通じた政状況を公表

(3) これまでの運用状況点検結果及び前回の見直しでの意見等

これまでに 委員会で付 した意見等	・ おおむね妥当（平成22年度） 健全な財政運営は行われている。ただし、中長期的展望を 明らかにする必要があるのではないか。
平成26年度 見直しでの 答申	特になし

2 運用上の課題及び課題に対する取組

なし

3 市による運用状況の評価

評価結果	評 価 内 容
○	十分な運用がなされている。
	運用がなされているが不十分である。
	適切な運用がなされていない。
	運用はなされているが、規定内容が現在の社会状 況に適合していない。
	規定が適切でない。

4 評価に基づく見直しの考え方

制定時から本規定を取り巻く社会状況等に大きな変化は見られず、規定を改正する必要はないものとする。

5 厚木市自治基本条例推進委員会による見直し結果

見直しに係る 意 見 等	特になし
-----------------	------

第19条について見直した結果	
規定の改正が必要・逐条解説の改正が必要・ 改正不要	
(改正を要する規定等)	

(危機管理)

第20条 市長等は、市民の生命、身体及び財産を保護するため、自然災害、重大な事故及び事件、感染症の拡大その他の非常時に備えた関係機関等との連携を始めとする総合的な対策を講じなければならない。

2 市民は、非常時においては、自助及び共助の精神の下、互いに協力し、事態に対処するよう努めなければならない。

【解説】

市長等及び市民の各種災害の発生等緊急時における危機管理について定めています。

・第1項について

市長等が各種災害等から市民を守るため、警察、保健所などの関係機関、近隣市町村との連携、防災姉妹都市、災害時の職員派遣協定、民間との各種災害協定の締結のほか、厚木市地域防災計画、厚木市国民保護計画等の見直し、防災訓練の実施、災害時における市職員配備計画、行動マニュアルの策定など、様々な対策を講じています。

・第2項について

非常時における市民の心構えを規定しています。市民は、災害時には、自助及び共助の精神により相互に協力することが求められます。

平成7年に発災した阪神・淡路大震災における救助活動の割合は、自助（7割）：共助（2割）：公助（1割）だったと言われています。災害の発生は、必ずしも昼間の活動中の時間帯とは限りません。また、大規模な災害であればあるほど公助による救助活動が行き渡るまでは時間を要することになると考えられます。平成23年に発災した東日本大震災の経験も踏まえ、いざと言うときには、まずは、自分や家族の安全は自分たちで守ること、そして、初期消火や初期救助活動には共助により近隣や地域で力を合わせることができるよう日頃から地域における絆きずなを深めておくことが大切です。

1 自治基本条例推進委員会による運用状況の点検について

(1) 点検対象・報告のみ・点検対象外

(2) 関連する主な取組

ア 厚木市地域防災計画の策定

イ 各種防災訓練の実施

(3) これまでの運用状況点検結果及び前回の見直しでの意見等なし

2 運用上の課題及び課題に対する取組
なし

3 市による運用状況の評価

評価結果	評価内容
○	十分な運用がなされている。
	運用がなされているが不十分である。
	適切な運用がなされていない。
	運用はなされているが、規定内容が現在の社会状況に適合していない。
	規定が適切でない。

4 評価に基づく見直しの考え方

現行の規定においては、市長等の責務については事前の対策についてのみ規定している。

東日本大震災等の大規模災害が頻発しているため、非常時における市長等の責務について、別途新たに規定すべきか検討する。

5 厚木市自治基本条例推進委員会による見直し結果

見直しに係る意見等	<p>危機管理については、現状において包括的に規定されているため、規定の改正をする必要はないものとする。</p> <p>もっとも、近年、東日本大震災等の大規模災害が多く発生していることから、今後地域防災計画等の危機管理に関する計画等を策定あるいは改定する際には、市長等及び市民の責務について、事前、発生時及び事後の段階毎に示すことで、本条の趣旨をより実効性のあるものとなるよう検討されたい。</p>
-----------	---

第20条について見直した結果

規定の改正が必要・逐条解説の改正が必要・**改正不要**

(改正を要する規定等)

非常時においては、市民の皆様生命及び財産を守るため、事前に定めた計画や関係機関との連携を着実に実行していくことが市長等の最大の使命です。

その使命を確実に果たすためには、平時において考えられる限りの対策を講じておくことが重要であり、常に各種計画の見直しや関係機関との連絡調整を図り、万全の態勢を敷いておくことが必要です。

こうした考えの下、推進委員会からの答申を踏まえ、危機管理に対する市長等の責務について検討した結果、非常事態については、自然災害、感染症の流行、テロ事件といった事案ごとに対応が異なり、自治基本条例に新たに条文を加えるとしても、それぞれの事案発生時における市長等の責務を詳細に規定することは現実的ではなく、現行の規定と大差のない内容となることが懸念されることから、本条については規定の改正は行わないものとします。

答申に示されたように、発災前、発災時及び発災後における市民の皆様と市長等の責務については、危機管理事案の態様に応じた各種計画等の策定を始めとした取組全般において、本条の趣旨を盛り込むことで、市民の皆様と共有を図っていきます。

(情報の公開等)

第21条 議会及び市長等は、行政文書を分かりやすく作成し、かつ、適正に保管するための仕組みを整備するものとする。

2 議会及び市長等は、保有する情報の公開を市民が請求することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

【解説】

市民共有の財産である行政文書について、この自治基本条例に定める情報共有の原則に基づき、市民との情報の共有を図るための仕組みの整備及び情報公開について定めています。

・ 第1項について

議会及び市長等は、行政文書を作成するときは、情報公開を前提として、誰の目からも分かりやすい内容とするとともに、個人情報等が漏えいすることがないように、また、市民が情報公開請求する際に目的の行政文書を特定しやすくするために、行政文書の目録を作成したり、保存年限の見直しをするなど、行政文書の適正な保管のための仕組みを整備する必要があります。

厚木市では、徹底した情報公開の推進を目指し、市政に対する市民の信頼確保と市民への説明責任を果たすため、「厚木市の積極的な情報公開を推進するための行政文書作成指針」において、行政文書の確実な作成と適切な保存管理について定めています。その中で、行政文書の定義を、「決裁又は供覧の手続を経ているかどうかにかかわらず、職務上作成し、又は取得した文書であって、組織的に用いるものとして保有しているもの」と定め、外部から取得した文書まで含めるものとしています。

・ 第2項について

情報共有の原則の下、市民との情報共有を一層図る上で、情報公開制度は不可欠です。厚木市では、平成4年に「厚木市公文書公開条例」を制定し、情報公開に積極的に取り組んできました。国が「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」を制定し、平成13年4月1日から施行したことに伴い、厚木市公文書公開条例を「厚木市情報公開条例」としてリニューアルし、平成14年4月1日から施行しました。

また、平成23年4月には、厚木市積極的な情報公開の推進に関する要綱を制定し、より一層積極的な情報公開（情報の公表、提供）に努めています。

公開決定等に対する不服申立についても、実施機関からの諮問に応じて調査審議する救済機関としての「厚木市情報公開審査会」を設置するなど、情報公開の推進に必要な措置も講じています。この規定は、厚木市情報公開条例の根拠ともなる規定です。

1 自治基本条例推進委員会による運用状況の点検について

(1) 点検対象・報告のみ・点検対象外

(2) 関連する主な取組

ア 厚木市行政文書取扱規程の運用

イ 厚木市行政文書作成規程の運用

ウ 厚木市情報公開条例の制定・運用

(3) これまでの運用状況点検結果及び前回の見直しでの意見等

これまでに 委員会で付 した意見等	・ 妥当（平成26年度） 市ホームページでの会議録の公開について、審議内容に応じて適切な期間、市民が閲覧できるような運用を検討されたい。また、歴史的価値のある行政文書の管理の在り方について検討されたい。
平成26年度 見直しでの 答申	・ 第21条第1項を、市（議会・市長等）が作成した文書のみならず、取得した文書を含め、市（議会・市長等）が有する情報を適正に管理する旨を定める規定に改める。 行政文書には、行政が作成した文書だけではなく、行政が他から取得した文書も含まれる。情報公開に関する第2項との整合を図るため、第1項を行政が有する情報を適正に管理する旨の規定内容に改めるべきではないか。

2 運用上の課題及び課題に対する取組

なし

3 市による運用状況の評価

評価結果	評 価 内 容
○	十分な運用がなされている。
	運用がなされているが不十分である。
	適切な運用がなされていない。
	運用はなされているが、規定内容が現在の社会状況に適合していない。
	規定が適切でない。

4 評価に基づく見直しの考え方

制定時から本規定を取り巻く社会状況等に大きな変化は見られず、規定を改正する必要はないものとする。

5 厚木市自治基本条例推進委員会による見直し結果

見直しに係る 意見等	特になし
---------------	------

第21条について見直した結果

規定の改正が必要・逐条解説の改正が必要・**改正不要**

(改正を要する規定等)

(個人情報保護)

第22条 市民、議会及び市長等は、市民の権利利益の保護を図るため、個人情報を適正に管理し、及び利用しなければならない。

2 議会及び市長等は、保有する個人情報の管理等について必要な措置を講ずるものとする。

【解説】

厚木市の自治を進める上で、市民、議会及び市長等が保有する個人情報がみだりに利用されるようなことがあっては、市民の権利利益の保護が図れないことから、個人情報の保護について定めています。この規定は、厚木市個人情報保護条例の根拠ともなる規定です。

・ 第1項について

市民、議会及び市長等は、市民の権利利益を保護するため、それぞれが保有する個人情報を適正に管理するとともに、利用しなければなりません。個人情報が適正に管理、利用されることにより、漏洩等の防止が図られ、個人情報は保護されます。

なお、市民の権利利益とは、個人情報の取扱いに伴って保護する必要のある市民の権利利益一般をいい、個人情報の取扱いに伴うものであれば、経済的なあるいは社会生活上の利益を含むほか、一般にプライバシーとして議論される人格的な利益も含まれます。

・ 第2項について

個人情報については、市民の権利利益を保護するためにも、その管理は厳正に行われなければなりません。また、厚木市個人情報保護条例は、厚木市の実施機関（議会、市長等及び処分権限を有する指定管理者をいいます。）が保有する個人情報に関して、自己に関する個人情報の開示を請求する権利、事実に関して誤りがある場合には訂正を請求する権利及び厚木市個人情報保護条例の規定に違反して収集、利用、提供されている場合には利用停止を請求する権利を明確にするとともに、保障しています。これらの権利を守るためにも、個人情報は適正に利用されなければなりません。

厚木市では、平成4年に「厚木市個人情報保護条例」を制定し、個人情報の適正な管理及び利用に取り組んできました。国が「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」を制定し、平成17年4月1日から施行されたことに伴い、厚木市個人情報保護条例もリニューアルし、同日から施行するとともに、個人情報の開示決定等又は訂正等の決定等に対する不服申立について、実施機関からの諮問に応じて調査審議する救済機関としての「厚木市個人情報保護審査会」を設置し、個人情報の適正な管理及び利用の推進に努めています。

1 自治基本条例推進委員会による運用状況の点検について

- (1) 点検対象・報告のみ・点検対象外
- (2) 関連する主な取組
厚木市個人情報保護条例の制定・運用
- (3) これまでの運用状況点検結果及び前回の見直しでの意見等

これまでに 委員会で付 した意見等	・おおむね妥当（平成22年度） 災害時等における市民の安全を守るための個人情報の取扱いについて検討することが求められる。
平成26年度 見直しでの 答申	特になし

2 運用上の課題及び課題に対する取組

なし

3 市による運用状況の評価

評価結果	評 価 内 容
○	十分な運用がなされている。
	運用がなされているが不十分である。
	適切な運用がなされていない。
	運用はなされているが、規定内容が現在の社会状況に適合していない。
	規定が適切でない。

4 評価に基づく見直しの考え方

制定時から本規定を取り巻く社会状況等に大きな変化は見られず、規定を改正する必要はないものとする。

5 厚木市自治基本条例推進委員会による見直し結果

見直しに係る 意見等	特になし
---------------	------

第22条について見直した結果
規定の改正が必要・逐条解説の改正が必要・ 改正不要
(改正を要する規定等)

(法令遵守)

第23条 市民、議員、市長及び市職員は、公正な自治を推進するため、法令及び条例等を遵守しなければならない。

【解説】

厚木市における公正な自治の推進のため、自治に関わる者に対して法令の遵守を義務付けることを定めています。

議会及び市長等は、法令により与えられた権限を行使することから、当然のこととして法令等を遵守しなければなりません。そのためには、議会を構成する個々の議員や市長等を補佐する市職員が法令等の遵守の意識を高めることが重要です。そうしたことから本条では、主語を「市民、議員、市長及び市職員」としています。

一方で、市民も自治の主体として、積極的にまちづくりに参加し、協働する中で、公正さが求められます。そうしたことから、市民にも、同様に法令遵守を義務付けています。

1 自治基本条例推進委員会による運用状況の点検について

(1) 点検対象・報告のみ・点検対象外

(2) 関連する主な取組

厚木市職員の公正な職務の執行の確保等に関する条例の制定・運用

(3) これまでの運用状況点検結果及び前回の見直しでの意見等

これまでに 委員会で付 した意見等	・ 妥当（平成25年度） 市民参加条例を始めとした各条例の趣旨や目的を意識するとともに、適切な運用に努められたい。
平成26年度 見直しでの 答申	特になし

2 運用上の課題及び課題に対する取組
なし

3 市による運用状況の評価

評価結果	評価内容
○	十分な運用がなされている。
	運用がなされているが不十分である。
	適切な運用がなされていない。
	運用はなされているが、規定内容が現在の社会状況に適合していない。
	規定が適切でない。

4 評価に基づく見直しの考え方

制定時から本規定を取り巻く社会状況等に大きな変化は見られず、規定を改正する必要はないものとする。

5 厚木市自治基本条例推進委員会による見直し結果

見直しに係る 意見等	特になし
---------------	------

第23条について見直した結果	
規定の改正が必要・逐条解説の改正が必要・ 改正不要	
(改正を要する規定等)	

(法令の解釈等)

第24条 議会及び市長等は、市民ニーズ又は行政課題に対応した政策等を主体的に推進するため、この自治基本条例の趣旨にのっとり、法令及び条例等を自主的に解釈するとともに、条例等を制定することにより、積極的な市政運営を推進するものとする。

【解説】

議会及び市長等は、市民が何を必要としているか、厚木市が抱える課題は何かを常に把握することに努め、これらを反映させた政策等を主体的に企画立案し、着実に実施していかなければなりません。

政策を実施し、その目的を実現するためには、厚木市に関係する法令や条例等を自主的に（厚木市の実情を踏まえて）解釈する（自治解釈権）だけでなく、場合によっては新たに条例等を制定する（自主立法権）ことも必要になります。こうした法（条例）を政策実現のための手段としてとらえ、立法、運用（執行）等を行う取組を「政策法務」といいます。

国においては、「地域主権戦略大綱」が閣議決定され、国等による地方自治体に対する事務の処理又はその方法義務付けの見直しが進められており、また、法令で定める基準に対する条例による上書き権なども検討されていることから、今後は、市職員の法務能力を高め、厚木市が自ら制定する条例等のもとより、法令についても、より積極的に自主的な解釈を行います。

地方分権一括法による地方自治法の改正により、同法第2条に第11項から第13項までの規定が設けられ、地方公共団体に関する法令の規定の在り方、解釈・運用の在り方、そして自治事務に関する国の配慮義務が明らかにされました。中でも地方自治法第2条第12項前段は「地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基づいて、かつ、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえて、これを解釈し、及び運用するようにしなければならない」と規定し、また、同法第138条の2は「普通地方公共団体の執行機関は、当該普通地方公共団体の条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令、規則その他の規程に基づく当該普通地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負う」と規定しており、これらを法令等の自治解釈権の根拠と捉えています。

また、地方自治法第14条第1項では「普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる」と規定しており、第2条第2項の事務とは、「地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるもの」であり、法令に違反しない限りにおいては、法定受託事務についても条例制定権は及ぶと言われています。こうしたことから、厚木市に関する事務事業や政策等を実施していくためのツールとして積極的に制定し、活用を図ります。

1 自治基本条例推進委員会による運用状況の点検について

- (1) 点検対象・報告のみ・点検対象外
- (2) 関連する主な取組
10の条例を始めとした政策的な条例の制定
- (3) これまでの運用状況点検結果及び前回の見直しでの意見等

これまでに 委員会で付 した意見等	<p>(1) おおむね妥当（平成22年度） 市民のための法解釈や条例制定の能力を職員が身に付けることが求められる。</p> <p>(2) 妥当（平成23年度） 個別法について、縦割りの国の解釈をそのまま受け入れるのではなく、厚木市の実情を踏まえ、市自らが解釈することなどにより、積極的に「政策法務」を実践してほしい。</p>
平成26年度 見直しでの 答申	特になし

2 運用上の課題及び課題に対する取組

なし

3 市による運用状況の評価

評価結果	評 価 内 容
○	十分な運用がなされている。
	運用がなされているが不十分である。
	適切な運用がなされていない。
	運用はなされているが、規定内容が現在の社会状況に適合していない。
	規定が適切でない。

4 評価に基づく見直しの考え方

制定時から本規定を取り巻く社会状況等に大きな変化は見られず、規定を改正する必要はないものとする。

5 厚木市自治基本条例推進委員会による見直し結果

見直しに係る 意見等	特になし
---------------	------

第24条について見直した結果	
規定の改正が必要・逐条解説の改正が必要・ 改正不要	
(改正を要する規定等)	

(行政手続)

第25条 市長等は、行政運営における公正の確保及び透明性の向上を図るため、処分、行政指導及び届出に係る手続を適正に行わなければならない。

2 市長等は、行政手続について必要な措置を講ずるものとする。

【解説】

市長等は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、処分、行政指導及び届出に係る手続について、あらかじめ明確なルールを設け、市民に示した上で、適正に行わなければならないことを定めています。この規定は、厚木市行政手続条例の根拠ともなる規定です。

・第1項について

行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、処分、行政指導及び届出に係る手続を適正に行わなければなりません。審査基準や処分基準のほか、標準処理期間を定めることにより、行政上の意思決定について、その内容及び過程が市民にとって明らかとなり、かつ、全ての市民に対して同じ基準が適用されることによって公正の確保が図られます。行政手続に関するルールをあらかじめ市民に対して明確にしておくことは、市民の権利利益の保護の観点からも重要なことです。

・第2項について

厚木市では、平成10年に「厚木市行政手続条例」を施行し、処分、行政指導及び届出に関する手続を定め、行政運営における公正の確保と透明性の向上に努めてきました。厚木市行政手続条例では、根拠を条例又は規則に置く処分、行政指導及び届出について、審査基準、処分基準及び標準処理期間を設定し、公表することが定められていますが、市民に対する透明性の更なる向上を図るため、要綱等に基づく手続についても同様の措置を講じております。

1 自治基本条例推進委員会による運用状況の点検について

- (1) **点検対象**・報告のみ・点検対象外
- (2) 関連する主な取組
厚木市行政手続条例の制定・運用

(3) これまでの運用状況点検結果及び前回の見直しでの意見等

<p>これまでに 委員会で付 した意見等</p>	<p>(1)おおむね妥当（平成23年度） 審査基準、標準処理期間、処分基準及び行政指導指針の設定率を把握するとともに、より適切な設定に努めること。</p> <p>(2)おおむね妥当（平成24年度） 取組は評価できるが、早急に審査基準、標準処理期間、処分基準及び行政指導指針の設定率を把握するとともに、より適切な設定に努められたい。</p> <p>(3)妥当（平成25年度） 行政指導指針の調査の実施について検討されたい。</p> <p>(4)妥当（平成27年度） 行政手続制度は的確に運用されているように思われるが、審査基準、標準処理期間、処分基準及び設定率が他市と比較し著しく高いので、市で行っている調査内容について専門委員を活用する等して検証する必要があるのではないか。</p> <p>(4)妥当（平成28年度） 「審査基準」、「標準処理期間」、「処分基準」の設定率の向上に努められたい。</p>
<p>平成26年度 見直しでの 答申</p>	<p>特になし</p>

2 運用上の課題及び課題に対する取組

<p>引き続き「審査基準」、「標準処理期間」、「処分基準」の設定率の向上に努める必要がある。</p> <p>なお、審査基準等については、定期的に見直し作業を行い、標準処理期間の一覧表を市ホームページで公開するとともに、審査基準等の個票を市政情報コーナーで公表している。</p>
--

3 市による運用状況の評価

評価結果	評 価 内 容
○	十分な運用がなされている。
	運用がなされているが不十分である。
	適切な運用がなされていない。
	運用はなされているが、規定内容が現在の社会状況に適合していない。
	規定が適切でない。

4 評価に基づく見直しの考え方

<p>制定時から本規定を取り巻く社会状況等に大きな変化は見られず、規定を改正する必要はないものとする。</p>

5 厚木市自治基本条例推進委員会による見直し結果

見直しに係る 意見等	特になし
---------------	------

第25条について見直した結果	
規定の改正が必要・ 逐条解説の改正が必要 ・改正不要	
（改正を要する規定等） 行政手続法が改正されたことから、同法の改正内容を踏まえて、「処分等の求め」や「行政指導の中止等の求め」などの新たな仕組みについて逐条解説に加えます。	

(市民からの要望等への対処)

第26条 市長等は、市民からの要望、苦情等への対処の仕組みを整備するものとする。

2 市長等は、市民から要望、苦情等があったときは、迅速かつ適切に対処し、その経過及び結果について回答するものとする。

【解説】

・第1項について

市長等に対して、市民からは様々な形で、要望、苦情等が寄せられます。市民からの要望、苦情等を真摯に受け止め、適切に対応するために必要な仕組みを整備することについて定めています。

要望、苦情等には、「要望」、「苦情」、「相談」及び「意見」が含まれます。市政に関するだけでなく、市民からは様々な苦情が寄せられます。市民から寄せられる声に対して、市長等及び市職員は、積極的に耳を傾け、対処していくことが求められるのです。市民は、厚木市で生活し、勤務し、活動する中で様々なことに気づき、より良いまちづくりを求めて、市に対して声を寄せてくれるのですから、こうした声に応じて、反省すべき点は反省し、改善できるものは改善していくことがより良いまちづくりへとつながっていくこととなります。

仕組みについては、市民から寄せられた声を「要望」、「苦情」、「相談」及び「意見」のいずれとして処理すべきか、その振り分けをどうするか、また、内容によっては、解決に至るものとそうでないものがあり、どこまで対処するかなどの対処の基準、各窓口等に寄せられた要望等を個々に処理するのか、又はいずれかの部署で集約して処理するかといった対処の方法、対応経過を記録、苦情に関してはその原因となった事項が明らかなきはその当該原因事項の再発防止の対策などが想定されます。

・第2項について

要望、苦情等に対しては、迅速かつ適切に対処することが求められます。また、この自治基本条例に定める自治の基本原則に「説明責任の原則」があります。この条の規定は、この説明責任の原則に基づく、応答義務について定めたものでもありますので、市民から寄せられた要望、苦情等に対して、対処の経過や結果について説明を尽くす必要があります。また、市民からの要望、苦情等については、必ずしも解決に至らないものや財政的な措置を伴うため時間がかかるものなどがあります。こうした事案については、要望、苦情等を寄せられた市民に対して、経過等をお知らせすることが必要です。

1 自治基本条例推進委員会による運用状況の点検について

- (1) 点検対象・報告のみ・点検対象外
- (2) 関連する主な取組
「わたしの提案」制度の運用
- (3) これまでの運用状況点検結果及び前回の見直しでの意見等

これまでに 委員会で付 した意見等	<p>(1) おおむね妥当（平成22年度） 更に広く要望、苦情等に対応できる仕組みの構築、強化に取り組まれない。</p> <p>(2) おおむね妥当（平成23年度） ・ 要望、苦情等に対処するためのより適切な仕組みを更に検討してほしい。 ・ 特に苦情処理についての職員の啓発に心掛けてほしい。</p> <p>(3) おおむね妥当（平成24年度） 更に広く要望、苦情等に対応できる仕組みの構築、強化に取り組まれない。</p> <p>(4) 妥当（平成27年度） 市に寄せられた要望・苦情等への対応状況について全庁的に取りまとめ、公表することを検討されたい。</p> <p>(5) 妥当（平成28年度） 引き続き、市に寄せられた要望・苦情等への対応状況について全庁的に取りまとめ、公表することを検討されたい。</p>
平成26年度 見直しでの 答申	特になし

2 運用上の課題及び課題に対する取組

市民からの要望等への対応については、「わたしの提案」で受け付けた提案内容及び回答を公表するとともに全庁的に共有している。

引き続き、情報を共有化することにより各担当の業務改善及び市民サービスの向上に繋げていくように努める必要がある。

3 市による運用状況の評価

評価結果	評価内容
○	十分な運用がなされている。
	運用がなされているが不十分である。
	適切な運用がなされていない。
	運用はなされているが、規定内容が現在の社会状況に適合していない。
	規定が適切でない。

4 評価に基づく見直しの考え方

制定時から本規定を取り巻く社会状況等に大きな変化は見られず、規定を改正する必要はないものとする。

5 厚木市自治基本条例推進委員会による見直し結果

見直しに係る 意見等	特になし
---------------	------

第26条について見直した結果	
規定の改正が必要・逐条解説の改正が必要・ 改正不要	
(改正を要する規定等)	

(行政処分等に対する不服への対処)

第27条 市長等は、行政処分等に不服がある市民の申出に対して迅速かつ適正に対処するため、必要な措置を講ずるものとする。

【解説】

行政処分等に対して不服がある市民の申出があった場合に、迅速かつ適正に対処するために必要な措置を講ずることを定めています。

市民は、市長等が行った行政処分等に対して不服があるときは、行政不服審査法に基づき、不服申立をすることができます。これは、市民の権利利益の救済のための制度です。

市長等が行った行政処分等に対して市民に何らかの不服があるということは、その市民は、当該行政処分等により自らの権利利益を侵害されたと思っているということであり、その市民から不服の申立があった場合は、迅速かつ適正に対処しなければなりません。

国が法律により定めている制度ではありますが、速やかに市民の権利利益の救済が図られるよう厚木市として必要な措置を講ずることが必要です。

1 自治基本条例推進委員会による運用状況の点検について

- (1) **点検対象**・報告のみ・点検対象外
- (2) 関連する主な取組
行政不服審査制度の運用
- (3) これまでの運用状況点検結果及び前回の見直しでの意見等

これまでに 委員会で付 した意見等	(1) 妥当 (平成22年度) 行政不服審査法の改正が予定されるので、これに適切に対応することが求められる。 (2) おおむね妥当 (平成23年度) 行政不服審査法の改正が予定されるので、これに適切に対応することが求められる。また、行政不服審査制度のマニュアルの作成を早急に進められたい。
平成26年度 見直しでの 答申	特になし

2 運用上の課題及び課題に対する取組

なし

3 市による運用状況の評価

評価結果	評価内容
○	十分な運用がなされている。
	運用がなされているが不十分である。
	適切な運用がなされていない。
	運用はなされているが、規定内容が現在の社会状況に適合していない。
	規定が適切でない。

4 評価に基づく見直しの考え方

行政不服審査法が改正され、制度の変更が生じたため、逐条解説を改正する必要がある。

5 厚木市自治基本条例推進委員会による見直し結果

見直しに係る意見等	特になし
-----------	------

第27条について見直した結果
規定の改正が必要・ 逐条解説の改正が必要 ・改正不要
(改正を要する規定等) 行政不服審査法が改正されたことから、同法の改正内容を踏まえて行政不服審査制度について逐条解説に加えます。

(政策等に対する意見等)

第28条 市長等は、市民の意見等を政策等に反映する仕組みを整備するとともに、提出された意見等の概要及びこれに対する考え方を公表するものとする。

【解説】

市民が日常的、主体的に提出する政策等に対する意見の取扱いなどに関する仕組みを整備すること及び提出された意見に対する考え方等を公表することを定めています。

ここで規定する市民の意見等とは、市長等の投げ掛けに応える形で提出されたものではなく、市民が主体的に提出した意見や市民が提供した情報をいいます。様々な分野で、専門的な知識を有する市民からいただいた情報や意見を大切にして活用することが必要です。また、市民から提出される意見等とこれに対する市の考え方については、第5条に定める「情報共有の原則」及び「説明責任の原則」に基づき、広く公表することが求められます。

厚木市では、これまで『「わたしの提案」実施要綱』により、市民からの市政に対する提案を取り扱ってきましたが、平成26年4月には同要綱を改正し、市民が提案する際に、政策提案として意見等を提出できる仕組みに改め、より政策等に対する提案をしやすい環境としたところで

す。特に、公表に関しては、意見等を提出した市民の氏名を公表しないのは当然ですが、提出した市民が特定されないよう加工し、類型化するなど、自由な意見の提出を阻害しないよう配慮する必要があります。

1 自治基本条例推進委員会による運用状況の点検について

(1) **点検対象**・報告のみ・点検対象外

(2) 関連する主な取組

「わたしの提案（政策提案）」制度の運用

(3) これまでの運用状況点検結果及び前回の見直しでの意見等

これまでに 委員会で付 した意見等	<p>(1)不十分（平成23年度） 政策提案をしっかりと受け止める制度を整備すること。わたしの提案制度を政策提案の制度として用いるのであれば、さらに、市全体での対応と公表を仕組みに盛り込まなければ不適切である。</p> <p>(2)おおむね妥当（平成24年度） 取組については評価できるが、「わたしの提案制度」を政策提案制度として再構築することが求められる。また、その際には、市全体での対応と公表の仕組みを盛り込まれたい。</p> <p>(3)おおむね妥当（平成25年度） わたしの提案制度を政策提案の仕組みとして再構築したことは評価できるが、今後、本規定を適切に運用すること。</p>
-------------------------	---

	(4) おおむね妥当（平成26年度） 「わたしの提案」制度により、提出された政策提案の意見等の概要及びこれに対する市の考え方を公表すべきである。また、市民が政策提案を提出しやすいように様式を整備するとともに、政策提案の分かりやすい記載方法等について周知に努められたい。
平成26年度 見直しでの 答申	特になし

2 運用上の課題及び課題に対する取組 なし

3 市による運用状況の評価

評価結果	評 価 内 容
○	十分な運用がなされている。
	運用がなされているが不十分である。
	適切な運用がなされていない。
	運用はなされているが、規定内容が現在の社会状況に適合していない。
	規定が適切でない。

4 評価に基づく見直しの考え方

制定時から本規定を取り巻く社会状況等に大きな変化は見られず、規定を改正する必要はないものとする。
--

5 厚木市自治基本条例推進委員会による見直し結果

見直しに係る 意見等	特になし
---------------	------

第28条について見直した結果	
規定の改正が必要・逐条解説の改正が必要・ 改正不要	
（改正を要する規定等）	

(条例等の制定等への市民参加)

第29条 市長等は、次に掲げる行為を行おうとするときは、その行為の内容に応じて、関連する情報を市民に提供するとともに、市民意見等提出手続の実施等多様な市民の参加の機会を設けることにより、市民の意見等の提出を求めるよう努めるものとする。

- (1) 条例等の制定、改正又は廃止
- (2) 計画の策定、改定又は廃止
- (3) その他重要な政策等の策定

2 市長等は、前項の規定により市民から提出された意見等の概要及びこれに対する考え方を公表するものとする。

【解説】

条例等の制定等、計画の策定等の際に必要な市民参加の機会（パブリック・コメント等）を設けることを定めています。

・第1項について

厚木市では、これまでも市民意見等提出手続（パブリック・コメント）を始め、フォーラム、説明会、アンケート等の実施により様々な市民参加を得て、政策等へ市民の意思を反映させてきました。この自治基本条例を制定するに当たり提言書を提出していただいた「厚木市自治基本条例の制定を考える市民会議」も市民参加の手法の一つです。

自治の主体は市民であり、市民の意思に基づいたまちづくりを進めていくためには、できる限り市民参加の機会を設けて、より多くの市民から多様な意見を提出していただくことが必要になります。多様な市民の参加の機会を設けることは、意見等を提出していただいたり、情報を提供していただくことが目的ですので、市民が意見を述べたり、提出したりしやすい工夫が求められます。

この項では、どのような時に市民参加の機会を設ける必要があるのかをより明確にするため、各号で例示をしています。

第1号では、条例等を制定、改正及び廃止する場合を掲げています。「その行為の内容に応じて」に該当するものとして、市の基本的な制度を定める条例、市民に義務を課し、又は権利を制限する条例のほか、市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例、規則及び告示や行政指導に係る要綱などを制定、改正及び廃止する場合があります。

第2号では、計画を策定、改定及び廃止する場合を掲げています。基本構想や基本構想に基づく基本計画など市の基本的な政策を定める計画、個別の分野における基本方針その他基本的な事項を定める計画のほか、重要な事業に関する計画などを策定、改定及び廃止する場合があります。

第3号では、第1号及び第2号に該当しない重要な政策等を策定する場合を掲げています。計画を策定しないが、市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える重要な事業や、市の基本的な方向性等を定める憲章、宣言等の策定、公の施設の廃止などが考えられます。

・第2項について

市長等は、様々な市民参加の機会を設けることにより、市民から意見等が提出された場合には、第5条に規定する「情報共有の原則」及び「説明責任の原則」に基づき、当該意見等の概要及びそれらに対する市の考え方を分かりやすく、かつ、情報を得やすい形で、広く公表することにより、市民との情報の共有を図ります。

ただし、公表に関しては、意見等を提出した市民の氏名を公表しないのは当然ですが、提出した市民が特定されないよう加工し、類型化するなど、自由な意見の提出を阻害しないよう配慮する必要があります。

1 自治基本条例推進委員会による運用状況の点検について

- (1) 点検対象・報告のみ・点検対象外
- (2) 関連する主な取組
厚木市市民参加条例の制定・運用
- (3) これまでの運用状況点検結果及び前回の見直しでの意見等なし

2 運用上の課題及び課題に対する取組

なし

3 市による運用状況の評価

評価結果	評 価 内 容
○	十分な運用がなされている。
	運用がなされているが不十分である。
	適切な運用がなされていない。
	運用はなされているが、規定内容が現在の社会状況に適合していない。
	規定が適切でない。

4 評価に基づく見直しの考え方

制定時から本規定を取り巻く社会状況等に大きな変化は見られず、規定を改正する必要はないものとする。

5 厚木市自治基本条例推進委員会による見直し結果

見直しに係る 意見等	特になし
---------------	------

第29条について見直した結果	
規定の改正が必要・逐条解説の改正が必要・ 改正不要	
(改正を要する規定等)	

(事業の実施に係る市民参加)

第30条 市長等は、総合計画に定める重要な事業を実施しようとするときは、説明会の開催等市民が意見等を述べることができる機会を設けるよう努めるものとする。

【解説】

事業の実施段階での市民参加の機会を設けるとともに、事業を円滑に実施するため、総合計画に定める重要な事業に着手しようとするときは、改めて市民からの意見や提案を求めることについて定めています。

「総合計画に定める重要な事業」とは、総合計画実施計画事業のうち、いわゆる「大型プロジェクト」として位置付けられるものなど、市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える事業などをいいます。このような重要な事業については、計画立案の段階でも十分な市民参加を得て、実施していくことが決定されたものであり、円滑な実施が望まれるところです。そのために、現在も、説明会等が様々な形式で行われてはおりますが、事業の実施方法等を市民に説明し、市民が意見や要望を述べ、又は情報を提供する機会を設けることにより、事業の実施方法に市民の意見を反映させようとするものであり、事業の実施段階に至って事業の賛否についての意見を聴く趣旨のものではありません。

1 自治基本条例推進委員会による運用状況の点検について

(1) **点検対象**・報告のみ・点検対象外

(2) 関連する主な取組

各種事業における住民説明会の開催

(3) これまでの運用状況点検結果及び前回の見直しでの意見等

これまでに 委員会で付 した意見等	・おおむね妥当（平成22年度） 全体に影響を及ぼす公共事業については、広く市民に対して丁寧な説明をされたい。
平成26年度 見直しでの 答申	特になし

2 運用上の課題及び課題に対する取組

なし

3 市による運用状況の評価

評価結果	評価内容
○	十分な運用がなされている。
	運用がなされているが不十分である。
	適切な運用がなされていない。
	運用はなされているが、規定内容が現在の社会状況に適合していない。
	規定が適切でない。

4 評価に基づく見直しの考え方

制定時から本規定を取り巻く社会状況等に大きな変化は見られず、規定を改正する必要はないものとする。

5 厚木市自治基本条例推進委員会による見直し結果

見直しに係る 意見等	特になし
---------------	------

第30条について見直した結果	
規定の改正が必要・逐条解説の改正が必要・ 改正不要	
(改正を要する規定等)	

(審議会等の運営)

第31条 市長等は、附属機関その他これに類する機関（以下「審議会等」という。）を設置し、及び運営しようとするときは、審議会等の設置目的、審議内容等に応じ、審議会等の委員の全部又は一部を公募するよう努めるものとする。

2 市長等は、審議会等の委員を適正に選任するとともに、その選任理由等について説明しなければならない。

3 審議会等は、正当な理由がない限り、会議を公開するものとする。

4 審議会等は、必要に応じて、関係者からの意見等の聴取その他の効果的な方法により市民の意見等を求め、その意見等を審議に反映させるよう努めるものとする。

【解説】

政策の立案等に当たって、市長等が意見を聴くために設置された審議会等への市民の参加は大変重要であることから、審議会等への市民の参加について定めています。

・第1項について

地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例により設置される附属機関及び有識者等の意見を聴取し、市政に反映させることを主な目的として規程等により設置する附属機関に類する機関（これらを総称して「審議会等」といいます。）の委員に公募制を取り入れることについて定めています。

公募委員の割合については、審議会等の設置目的、審議内容、専門性等により、市民参加の可能性の程度の違いを判断することになります。その度合いにより、委員全体に対する公募委員の割合を勘案していくこととなります。

現在、厚木市では、審議会等の公募委員数については、原則として、委員総数の20パーセント以上としています。20パーセントは最低基準として捉え、極力これを上回る割合とするよう努めていきます。

・第2項について

市長等は、審議会等の委員の選任に当たっては、各界各層、幅広い年齢層の中から適切な人材を選ぶこと、公募委員を含めること、特定の者が多数の審議会等の委員を兼ねないこと、特定の者が長期にわたって同一の審議会等の委員とならないこと等に留意しなければなりません。

また、市長等は、審議会等の委員が市長等の指名又は公募のいずれの場合であっても、その選任理由等を明確に説明できなければなりません。選任理由等の例としては、学識経験者であれば委員となる人の専門分野を決定した理由、団体等の推薦であればその団体を選考した理由、公募

委員であれば選考方法といった事項が考えられます。特に、公募委員に係る選考の方法や基準については、事前に公表することが求められます。

・ 第3項について

審議会等の会議は原則として公開します。ただし、個人情報など、厚木市情報公開条例第7条に規定する非公開情報に該当する事項を審議する場合、会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に支障が生ずると認められる場合などは、例外的に公開しないことができます。

・ 第4項について

審議会等は、個々の条例等において、必要に応じて、関係者の会議への出席を求め、意見や説明を聴くことができる旨を規定しています。本項は、これまで関係者に限られていた部分に市民参加の機会を拡大しようとするものです。

審議内容が市民生活や事業活動に直接かつ重大な影響を与えるものである場合など、審議に当たり広く市民の意見を聴く必要がある場合には、利害関係者など関係者から意見を聴取するほか、パブリック・コメント、公聴会（説明会、意見交換会）、アンケートなどの方法の中から、審議内容や審議日程に応じて、最も効果的に市民から意見を聴くことができる方法を選択して、市民の意見を審議に反映させていくことが考えられます。

1 自治基本条例推進委員会による運用状況の点検について

(1) 点検対象・報告のみ・点検対象外

(2) 関連する主な取組

厚木市附属機関等の設置及び運営に関する要綱の運用

(3) これまでの運用状況点検結果及び前回の見直しでの意見等

<p>これまでに 委員会で付 した意見等</p>	<p>(1) おおむね妥当（平成22年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員の公募率、公募委員の比率を高めるように努められたい。 ・公募委員を除く委員の選任の根拠を明確にされたい。 ・非公開とすべき会議を除き、今後とも確実に公開することが求められる。 <p>(2) 妥当（平成23年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員の公募率、公募委員の比率を高めるように努められたい。 <p>(3) 妥当（平成24年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員の公募率、公募委員の比率を高めるように努められたい。 ・公募委員を除く委員の選任の根拠を明確にされたい。 <p>(4) 妥当（平成25年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公募内容を周知し、応募率を高めるよう努められたい。 ・学識経験者の選任の根拠を示すべきである。 <p>(5) 妥当（平成28年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性委員の更なる登用に努められたい。 ・会議録に発言者名を明記することを検討されたい。
----------------------------------	---

平成26年度 見直しでの 答申	特になし
-----------------------	------

2 運用上の課題及び課題に対する取組

<p>市政に対して、より多様な意見を反映させるために、改選期等を捉え、公募委員の比率の向上及び女性委員の更なる登用に努める必要がある。</p> <p>また、国や他市において、会議録における発言者名が明記されている場合もあることから、本市においても発言者名の明記について検討する必要がある。</p>
--

3 市による運用状況の評価

評価結果	評価内容
○	十分な運用がなされている。
	運用がなされているが不十分である。
	適切な運用がなされていない。
	運用はなされているが、規定内容が現在の社会状況に適合していない。
	規定が適切でない。

4 評価に基づく見直しの考え方

<p>「附属機関に類する機関」については、近年、条例設置すべきであるという下級審裁判例が複数でている状況を踏まえ、条例設置の附属機関とする見直しを行った。</p> <p>これにより、「附属機関に類する機関」については、本市の執行機関には存在しなくなることから、附属機関（審議会）以外の市民参加の考え方も踏まえ、本規定の文言等について見直す必要がある。</p>

5 厚木市自治基本条例推進委員会による見直し結果

見直しに係る 意見等	「附属機関に類する機関」については、規定からの削除あるいは文言の変更をすることで、市民会議やワークショップ等市政に対して市民から意見を聴取する手法への影響について再度精査した上で、改めて改正の要否について検討されたい。
---------------	---

第31条について見直した結果

規定の改正が必要・逐条解説の改正が必要・**改正不要**

(改正を要する規定等)

これまで、本市では、特定の事項について審議等するため法律又は条例で設置された会議体を附属機関と、附属機関と同様の役割を担いながら要綱等で設置された会議体を「附属機関に類する機関」として運営してきました。「附属機関に類する機関」については、委員を公募で募り、市民の皆様の御意見をお聴きする市民参加を目的に設置されたものがその多くを占めていましたが、下級審裁判例を機に附属機関とすべきものは条例を根拠とする等の整理を行いました。

一方、「参加と協働の原則」を規定する自治基本条例に基づき、積極的な市民参加を推進していく中で、市民参加の手法については、今後これまでに無かった新たな手法が用いられるようになることも想定されます。そのような手法の中には、意見の聴取方法、会議等の運営方法によっては附属機関として明確に位置付けることができない会議体の設置が必要となる可能性もあり、本条を改正することにより、本市の市民参加制度の運用に何らかの影響を及ぼすことも考えられます。

こうした状況や推進委員会からの答申を踏まえ、本条の見直しについて検討した結果、市民参加制度の運用への影響が不明な中で規定を改正することは望ましくないものと判断し、現時点では本条については規定の改正は行わないものとします。

(コミュニティ団体に対する市民等の責務)

第32条 市民、議会及び市長等は、コミュニティ団体がまちづくりに果たしている役割の重要性を認識するとともに、その自主性及び自立性を尊重しなければならない。

【解説】

自治会を始め、様々なコミュニティ団体は、地域や特定の課題解決に取り組み、まちづくりに欠かせない存在であり、今後、その役割はますます重要なものとなってきますので、市民、議会及び市長等がこうしたコミュニティ団体が果たす役割を深く認識し、その自主性及び自立性を尊重すべきことを定めています。

コミュニティ団体については、第3条第6号で「構成員が地縁又は共通の公共的な関心事によってつながりを持ち、互いに助け合い、及び共通の目的を達成するために活動する団体」と定義しています。

厚木市では、地域の課題に対しては、自治会を始めとした地域で活動するコミュニティ団体が活発な取組を続けてきました。また、少子・高齢化等社会の変化に伴う地域を越えた様々な課題解決のため、NPO法人等の市民活動団体が重要な役割を担ってきました。

今後も、複雑多様化する課題に取り組むためには、コミュニティ団体が担う役割はますます大きなものとなっていくことが考えられます。

今後、協働による自治を推進していく上で、自治の担い手である市民、議会及び市長等とコミュニティ団体とは、対等の立場でそれぞれの特性をいかにしながら協力していくことが重要です。そのためには、市民、議会及び市長等は、コミュニティ団体による自主的かつ主体的な活動を尊重すべきであり、こうした活動を干渉してはなりません。

また、協働のパートナーとなるためにも、コミュニティ団体の自主性及び自立性を尊重しなければなりません。

1 自治基本条例推進委員会による運用状況の点検について

- (1) **点検対象**・報告のみ・点検対象外
- (2) 関連する主な取組
厚木市市民協働推進条例の制定・運用
- (3) これまでの運用状況点検結果及び前回の見直しでの意見等
なし

2 運用上の課題及び課題に対する取組

なし

3 市による運用状況の評価

評価結果	評価内容
○	十分な運用がなされている。
	運用がなされているが不十分である。
	適切な運用がなされていない。
	運用はなされているが、規定内容が現在の社会状況に適合していない。
	規定が適切でない。

4 評価に基づく見直しの考え方

制定時から本規定を取り巻く社会状況等に大きな変化は見られず、規定を改正する必要はないものとする。

5 厚木市自治基本条例推進委員会による見直し結果

見直しに係る意見等	特になし
-----------	------

第32条について見直した結果	
規定の改正が必要・逐条解説の改正が必要・ 改正不要	
(改正を要する規定等)	

(コミュニティ団体との協働)

第33条 市長等は、まちづくりの課題の解決に向けて、コミュニティ団体と協働を進める仕組みを整備するものとする。

2 市長等は、必要に応じて、コミュニティ団体の活動を支援するものとする。

【解説】

まちづくりの課題解決に向け、コミュニティ団体との協働を進めるための仕組みを整備することを定めています。

・ **第1項について**

協働については、協働していくもの同士の間で責任が明確にされることが求められます。そうした意味からも、市長等が市民（個人）と協働するという事は、個人にかかる負担の面から考慮し、想定しにくいものです。

協働は、市民同士（コミュニティ団体同士）の協働等その形態は様々なものが想定されますが、この自治基本条例では、市長等が協働を進める上で基本となる形として、コミュニティ団体との協働に関して定めています。

市長等は、市域全体に影響する様々なまちづくりの課題の解決に向けて、コミュニティ団体と協働で取り組んでいくために必要な仕組みを整備します。仕組みとしては、現在整備されているものも含めて、市民活動サポート室のような活動の場の提供、市民協働事業提案制度や市民活動推進補助金のような財政的支援、市の広報・インターネットなどによる情報提供、市民活動団体間のネットワーク化を促進し、情報の交換と交流を図ること、市民活動希望者の発掘・育成及び指導者の人材育成支援などが考えられます。

・ **第2項について**

市長等は、コミュニティ団体が協働のパートナーとして自立して、主体的な活動が行えるよう支援していくことも必要です。活動の支援の内容としては、活動拠点の提供、情報や機材の提供、研修・人材育成、補助金等、事業の委託、活動のPR、基金の設置などが考えられます。

しかしながら、支援を行うことにより、コミュニティ団体の自主性及び自立性を損なうおそれもあります。支援の実施に当たっては、コミュニティ団体が必ずしも支援を必要とするものではないこと、活動の公益性の度合いなどを考慮する必要があります。

1 自治基本条例推進委員会による運用状況の点検について

(1) **点検対象**・報告のみ・点検対象外

(2) 関連する主な取組

ア 市民協働提案事業制度の運用

イ ボランティア団体等への各種補助金の交付

(3) これまでの運用状況点検結果及び前回の見直しでの意見等

これまでに 委員会で付 した意見等	・ 妥当（平成25年度） 市民協働事業提案制度は、活動団体が事業を実施しやすくなるよう予算や事業実施方法等について、より柔軟な対応を検討されたい。
平成26年度 見直しでの 答申	特になし

2 運用上の課題及び課題に対する取組

3 市による運用状況の評価

評価結果	評価内容
○	十分な運用がなされている。
	運用がなされているが不十分である。
	適切な運用がなされていない。
	運用はなされているが、規定内容が現在の社会状況に適合していない。
	規定が適切でない。

4 評価に基づく見直しの考え方

制定時から本規定を取り巻く社会状況等に大きな変化は見られず、規定を改正する必要はないものとする。

5 厚木市自治基本条例推進委員会による見直し結果

見直しに係る 意見等	特になし
---------------	------

第33条について見直した結果
規定の改正が必要・逐条解説の改正が必要・改正不要 (改正を要する規定等)

(地区市民自治推進組織)

第34条 市民は、市民自治を推進するため、一定のまとまりのある地区において活動する様々なコミュニティ団体で構成する当該地区の課題に総合的に取り組む組織（以下「地区市民自治推進組織」という。）を設置することができる。

2 地区市民自治推進組織は、市民に開かれた組織とするとともに、市長等と連携して活動を進めるものとする。

3 市長等は、必要に応じて、地区市民自治推進組織の活動を支援するものとする。

【解説】

市民自治を推進するため、市民は、一定のまとまりのある地区において、地区の課題について協議し総合的に取り組むため、自治会を始めとした地区内で活動する様々なコミュニティ団体が参加する地区市民自治推進組織を設置することができることを定めています。

・第1項について

第5条第1号で「市民自治の原則」を掲げ、同号ウで「地域の身近な課題は、地域で取り組むこと」と規定しているように、地区が抱える様々な課題に総合的に取り組んでいくためには、その地区内を活動拠点とする自治会を始めとするコミュニティ団体が有する知識や経験、そしてそれらに裏付けられた実行力が必要です。そうした力を一つにまとめ、当該地区における市民自治推進の中核を担ってもらうための組織が「地区市民自治推進組織」です。この組織は、地区において、様々な課題が散在する中で、それらに総合的に取り組もうとする上で、設置することができるものであり、設置を義務付けているものではありません。

厚木市では、市内に15ある地区市民センターの管轄区域ごとに、当該地区で活動する様々なコミュニティ団体の代表者で組織する「地区地域づくり推進委員会」が設置されており、地区市民自治推進組織に関する推進方針（平成28年3月策定）において、当該委員会を地区市民自治推進組織に位置付けることができるとしています。

・第2項について

地区市民自治推進組織は、地区における市民自治推進の中核となる組織であり、その組織、運営、活動等の内容は、市民に開かれたものでなければなりません。地区市民自治推進組織を構成するコミュニティ団体に所属していない地区の市民であっても、公募等により、地区市民自治推進組織の構成員として、地区における課題の解決に積極的に取り組むことができるようにすることも考えられます。

また、地区の課題の解決に向けて取り組んでいくためには、役割分担について相談するなど、市長等との連携が必要です。

・第3項について

市長等は、地区市民自治推進組織が地区の課題解決に向けた取組をする上で、その活動内容に応じて、支援の必要性を判断していきます。支援の内容としては、助言、補助金等のほか、地区市民自治推進組織の在り方によっては人的支援も考えられます。

1 自治基本条例推進委員会による運用状況の点検について

(1) 点検対象・報告のみ・点検対象外

(2) 関連する主な取組

ア 地域づくり推進事業補助金の交付

イ 地区市民自治推進組織の推進方針の策定（平成29年3月）

(3) これまでの運用状況点検結果及び前回の見直しでの意見等

<p>これまでに 委員会で付 した意見等</p>	<p>(1) 評価不能（平成22年度～平成24年度） ・地区市民自治推進組織が活動を開始するまで、評価不能。地区市民自治推進組織の設置に向けて、積極的に取り組まれない。 (2) 評価不能（平成25年度） ・市民による地区市民自治推進組織の設置を促進すべく、組織の枠組みを示す等の具体的な検討に取り組まれない。 (3) 評価不能（平成26年度） ・地区市民自治推進組織の設置について引き続き協議を進められたい。 (4) おおむね妥当（平成27年度） ・市による地区市民自治推進組織に関する取組が進展していることは評価できる。取組が開始されたばかりなので、今後の活動状況を見守りたい。</p>
<p>平成26年度 見直しでの 答申</p>	<p>・第3項に「設置を支援する」趣旨の文言を追加すべきではないか。 4年後に行う次の見直しまでに、地区市民自治推進組織が設置されないのであれば、厚木市にとって必要性がない組織ということになる。</p>

2 運用上の課題及び課題に対する取組

なし

3 市による運用状況の評価

評価結果	評 価 内 容
○	十分な運用がなされている。
	運用がなされているが不十分である。
	適切な運用がなされていない。
	運用はなされているが、規定内容が現在の社会状況に適合していない。
	規定が適切でない。

4 評価に基づく見直しの考え方

制定時から本規定を取り巻く社会状況等に大きな変化は見られず、規定を改正する必要はないものとする。

5 厚木市自治基本条例推進委員会による見直し結果

見直しに係る 意見等	特になし
---------------	------

第34条について見直した結果	
規定の改正が必要・逐条解説の改正が必要・ 改正不要	
(改正を要する規定等)	

(市民の課題解決に対する意識の高揚等)

第35条 市民は、市民相互の交流を深め、地域の課題を共有し、その解決に向けて取り組む意識を高めるよう努めるものとする。

2 市長等は、前項の規定の趣旨を達成するため、必要に応じて、次に掲げる事項に係る市民活動等を支援するものとする。

(1) 市民のまちづくりへの参加及び協働に対する意識の醸成

(2) まちづくりに取り組む人材の育成

【解説】

市民のまちづくりへの参加、協働に対する意識の醸成及びまちづくりに取り組む市民の人材育成に対する支援について定めています。

・第1項について

市民自治を推進していくためには、市民が自治の主体としての自覚の下、市民間での交流を深め、情報交換することにより、地域の課題を共有することが必要になります。

こうして共有した地域における課題に対してその解決に向けて、主体的に取り組んでいくことこそが市民自治における市民の責務でもあります。身近な課題には自ら取り組む意識を高めることが求められます。

・第2項について

市長等は、市民のまちづくりへの参加や協働に対する意識を醸成する取組及びまちづくりに取り組む人材の育成に係る市民の活動に対して支援します。

支援の内容としては、研修会の開催、講師の派遣、市民が取り組む活動への補助金の交付などが考えられます。

1 自治基本条例推進委員会による運用状況の点検について

(1) **点検対象**・報告のみ・点検対象外

(2) 関連する主な取組

ア あつぎ市民ふれあい都市宣言（平成27年2月）

イ 各種補助金等の財政的支援の実施

ウ 各種研修会の開催

(3) これまでの運用状況点検結果及び前回の見直しでの意見等

これまでに 委員会で付 した意見等	・ おおむね妥当（平成22年度） 人材を生かす取組につなげるよう検討されたい。
平成26年度 見直しでの 答申	特になし

2 運用上の課題及び課題に対する取組

なし

3 市による運用状況の評価

評価結果	評 価 内 容
○	十分な運用がなされている。
	運用がなされているが不十分である。
	適切な運用がなされていない。
	運用はなされているが、規定内容が現在の社会状況に適合していない。
	規定が適切でない。

4 評価に基づく見直しの考え方

制定時から本規定を取り巻く社会状況等に大きな変化は見られず、規定を改正する必要はないものとする。

5 厚木市自治基本条例推進委員会による見直し結果

見直しに係る 意 見 等	特になし
-----------------	------

第35条について見直した結果	
規定の改正が必要・逐条解説の改正が必要・ 改正不要	
(改正を要する規定等)	

(住民投票)

第36条 市長は、市政の重要な事項について、厚木市内に住所を有する者の意思を直接確認するため、住民投票の実施に必要な事項について別に条例を定めることにより、住民投票を実施することができる。

2 市民、議会及び市長等は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

【解説】

市長は、市政の重要な事項について、厚木市内に住所を有する者の意思を確認するため、住民投票の実施に必要な事項について別に条例を定めることにより、住民投票を実施することができることを定めています。

住民投票制度は、地方自治の本旨である住民自治の充実という観点から、間接民主制を補完する市民参加の重要な制度として、この自治基本条例に位置付けるものです。

・ 第1項について

住民投票を実施するために必要な事項を条例で定め、その条例に基づき住民投票を行うこととなります。

平成24年12月、この規定に基づき、厚木市住民投票条例を制定しました。厚木市住民投票条例では、住民投票は、市民（選挙人名簿に登録されている市民を請求資格者と定めています。）若しくは議会による請求又は市長の提案により実施されることとし、住民投票に付することができる事項、投票資格者、請求のための要件、住民投票の形式など、住民投票の実施に必要な基本的な事項を定めています。

厚木市住民投票条例は、住民投票に付することができる事項や住民投票の実施の請求等の要件を定めており、要件を満たした請求等があれば、住民投票を実施することになることから、いわゆる「常設型」住民投票条例に分類されます。厚木市住民投票条例の詳細な解釈及び運用については、厚木市住民投票条例逐条解説を御参照ください。

・ 第2項について

住民投票の結果は議会や市長を拘束するものではありませんが、十分に尊重しなければなりません。また、市民もこの結果を尊重し、市長や議会の決定を見守る必要があります。

厚木市住民投票条例には、改めて結果を尊重する旨の規定を設けていません。厚木市住民投票条例に基づき住民投票が実施された場合、市民、議会及び市長等は、この規定に基づき、その結果を尊重しなければなりません。

1 自治基本条例推進委員会による運用状況の点検について

(1) 点検対象・報告のみ・点検対象外

(2) 関連する主な取組

厚木市住民投票条例の制定（平成25年4月）

(3) これまでの運用状況点検結果及び前回の見直しでの意見等

これまでに 委員会で付 した意見等	・評価不能（平成22年度～平成28年度） 第二項については住民投票が行われない限り、評価不能
平成26年度 見直しでの 答申	特になし

2 運用上の課題及び課題に対する取組

なし

3 市による運用状況の評価

評価結果	評 価 内 容
○	十分な運用がなされている。
	運用がなされているが不十分である。
	適切な運用がなされていない。
	運用はなされているが、規定内容が現在の社会状況に適合していない。
	規定が適切でない。

4 評価に基づく見直しの考え方

制定時から本規定を取り巻く社会状況等に大きな変化は見られず、規定を改正する必要はないものとする。

5 厚木市自治基本条例推進委員会による見直し結果

見直しに係る 意見等	特になし
---------------	------

第36条について見直した結果	
規定の改正が必要・逐条解説の改正が必要・ 改正不要	
(改正を要する規定等)	

第37条 議会及び市長等は、まちづくりの課題を解決し、市民生活の向上を図るため、必要に応じて、国及び他の地方公共団体との連携に努めるものとする。

2 市民、議会及び市長等は、厚木市の魅力、特性等に関する情報を発信することにより、市外の人々との交流を深めるとともに、市外の人々の意見をまちづくりにいかすよう努めるものとする。

3 市民、議会及び市長等は、国際的な視野に立ったまちづくりを推進するため、海外の都市等との連携及び交流に努めるものとする。

4 市長等は、連携及び交流に当たっては、その目的及び内容を公表するとともに、市民の参加を得て進めるものとする。

5 市長等は、市民が主体となり、市外の人々との交流を行うときは、必要に応じて、その活動を支援するものとする。

【解説】

国及び他の地方公共団体、市外の人々、海外の都市等との連携や交流の在り方などについて定めています。

・第1項について

いわゆる「広域行政」への取組について定めています。

議会及び市長等は、様々なまちづくりの課題を解決することにより、市民生活の一層の向上を目指します。

しかしながら、課題によっては、厚木市単独では解決が困難な場合もあり、そうした課題には、国、県そして近隣の市町村と協力して取り組むことが必要であり、そのための連携に努めなければなりません。

まちづくりへの市民の参加と協働を進めていく上で、多様な人々のまちづくりへの参加が必要となることから、この自治基本条例では、厚木市に関わりのある人を市民としています。同様に、観光などで厚木市を訪れる人々など、市外の人々との交流を深め、そうした人々の視点でとらえた厚木市に関する意見や感想を、まちづくりにいかすことで、より良いまちづくりを進めることができます。

・第2項について

まちづくりへの市民の参加と協働を進めていく上で、多様な人々のまちづくりへの参加が必要となることから、この自治基本条例では、厚木市に関わりのある人を市民としています。同様に、観光などで厚木市を訪れる人々など、市外の人々との交流を深め、そうした人々の視点でとらえた厚木市に関する意見や感想を、まちづくりにいかすことで、より良いまちづくりを進めることができます。

鮎まつりを始めとする様々なイベント、山、河川、温泉などの自然、

ハイキング、味覚狩りなどの体験、あつぎOECフード*¹ やB級グルメなど、厚木市は多くの魅力にあふれています。こうした魅力ある情報を発信することにより、市外の人々に厚木市を訪れていただき、厚木市のファンとなっただき、そうした人々の意見をまちづくりにいかすことで、より多くの人々から愛されるまちをつくっていかうとするものです。

市外の人々の意見は、アンケートの実施等により積極的に求めていきます。また、厚木市を訪れた人から寄せられた苦情等についても真摯に受け止め、まちづくりにいかします

・ **第3項について**

これからの個性あるまちづくりには、時には海外にも目を向け、外国の人々や様々な文化とふれあい、彼らのまちづくりの考え方や文化の違いを受け入れることができることも必要となります。また、環境問題など地球規模での課題には、海外の都市等との連携・協力を図ることも考えられます。

・ **第4項について**

市長等は、国、他の自治体、海外の都市等のほか市外の人々と連携し、又は交流しようとするときはその目的、内容等を、連携及び交流に係る事業を行ったときはその成果を市民に対して分かりやすく公表することが求められます。

また、公表された内容について、市民が意見を述べる機会を設けるなど、市民も参加した連携及び交流とすることが必要となります。

・ **第5項について**

市長等は、たとえば友好都市間における市民同士の交流が行われる場合には、必要に応じて、情報提供、財政的な援助等の支援を行います。

1 自治基本条例推進委員会による運用状況の点検について

(1) **点検対象**・報告のみ・点検対象外

(2) 関連する主な取組

ア 近隣自治体等との連携

イ 国内及び会議の友好都市との交流

(3) これまでの運用状況点検結果及び前回の見直しでの意見等

<p>これまでに 委員会で付 した意見等</p>	<p>(1) おおむね妥当（平成22年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報発信を効果的に行うため、PR方法に様々な方策を取り入れるべきである。また、市外の人々の意見をまちづくりに生かすための取組も検討されたい。 ・ 継続的に交流することが肝要ではないか。 ・ 市民に対して積極的に交流事業の周知を図られたい。 ・ 国内の人々との交流のための制度を設けることを検討されたい。 <p>(2) 妥当（平成23年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民に対して分かりやすい公表に努められたい。
<p>平成26年度 見直しでの 答申</p>	<p>特になし</p>

2 運用上の課題及び課題に対する取組

なし

3 市による運用状況の評価

評価結果	評 価 内 容
○	十分な運用がなされている。
	運用がなされているが不十分である。
	適切な運用がなされていない。
	運用はなされているが、規定内容が現在の社会状況に適合していない。
	規定が適切でない。

4 評価に基づく見直しの考え方

<p>制定時から本規定を取り巻く社会状況等に大きな変化は見られず、規定を改正する必要はないものとする。</p>

5 厚木市自治基本条例推進委員会による見直し結果

見直しに係る 意見等	特になし
---------------	------

第37条について見直した結果	
規定の改正が必要・逐条解説の改正が必要・	改正不要
(改正を要する規定等)	

第38条 市長は、この自治基本条例の運用状況の点検を行うため、市民等で構成する厚木市自治基本条例推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 市長は、毎年度、この自治基本条例の運用状況について、委員会に報告しなければならない。

3 委員会は、この自治基本条例の運用状況について、市長に意見を述べることができる。

4 委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

【解説】

この自治基本条例の実効性を担保するため、この自治基本条例の運用状況の点検を行う「厚木市自治基本条例推進委員会」の設置について定めています。

なお、同委員会の組織及び運営について必要な事項は「厚木市自治基本条例推進委員会規則」で定めます。

・第1項について

自治基本条例は、厚木市の自治を進めるための基本的なルールを定めたものです。よって、市長等が行う行政運営は、この自治基本条例の趣旨にのっとり行われなければなりません。そのためには、自治の基本原則や様々な市民の市政への参加、協働といったこの自治基本条例に規定されている規定の趣旨を十分に反映させて行政運営が行われているかどうかを点検する必要があります。この点検を行うために、学識経験者、コミュニティ団体及び事業者の関係者、公募市民により構成する厚木市自治基本条例推進委員会を附属機関として設置いたします。

・第2項及び第3項について

市長は、毎年度、市政への市民の参加や協働の取組など、この自治基本条例の運用状況について厚木市自治基本条例推進委員会に報告します。この場合、市長は、諮問という形式でこの自治基本条例の運用状況の点検について依頼をすることになります。（第2項）

厚木市自治基本条例推進委員会は、市長の諮問に対して、この自治基本条例の運用状況の点検結果を市長に答申しますが、その際に、市長に対して意見を述べることができます。（第3項）

・第4項について

厚木市自治基本条例推進委員会の組織や会議の運営に関する事項は、この自治基本条例では定めず、規則に委任することとしています。

1 自治基本条例推進委員会による運用状況の点検について

- (1) 点検対象・報告のみ・点検対象外
- (2) 関連する主な取組
自治基本条例の運用状況の点検・評価の実施（平成23年度から）
- (3) これまでの運用状況点検結果及び前回の見直しでの意見等
意見なし

2 運用上の課題及び課題に対する取組

なし

3 市による運用状況の評価

評価結果	評 価 内 容
○	十分な運用がなされている。
	運用がなされているが不十分である。
	適切な運用がなされていない。
	運用はなされているが、規定内容が現在の社会状況に適合していない。
	規定が適切でない。

4 評価に基づく見直しの考え方

制定時から本規定を取り巻く社会状況等に大きな変化は見られず、規定を改正する必要はないものとする。

5 厚木市自治基本条例推進委員会による見直し結果

見直しに係る 意見等	特になし
---------------	------

第38条について見直した結果
規定の改正が必要・逐条解説の改正が必要・ 改正不要
(改正を要する規定等)

第39条 市長は、委員会の意見を踏まえ、この自治基本条例の運用状況を評価し、4年を超えない期間ごとに、この自治基本条例の見直しを行うものとする。

2 市長は、この自治基本条例の見直しを行うときは、市民の参加を得て行わなければならない。

【解説】

この自治基本条例が常にその時代にふさわしいものであるために、規定内容や運用などについて見直しを行うこととその手続について定めています。

自治基本条例は、市の最も尊重すべき条例であり、そう易々と見直しや改正をすべきではないのではないか、という考え方もあるかもしれませんが、しかし、厚木市で最も尊重すべき条例であり、かつ、この自治基本条例の趣旨にのっとり自治を推進していくことが求められている以上、内容が時代遅れのものとなっていたのでは困ります。そのため、市長には、常に、厚木市を取り巻く社会情勢をとらえ、市民ニーズを確実に把握することにより、この自治基本条例をその時代にふさわしいものとしておく努力が求められます。

・第1項について

市長は、厚木市自治基本条例推進委員会からの意見を踏まえて、この自治基本条例の運用状況の点検結果を評価した上で、この自治基本条例の見直しが必要か否かについて判断します。市長は、評価の結果、見直し不要という判断をすることができますが、4年を超えない期間ごとに必ず見直しをしなければなりません。ここに規定する「見直し」イコール「自治基本条例の改正」ということではありません。その時々々の社会状況にふさわしい自治基本条例とするため、また、本市の自治の確立を目指すため、より充実した内容とするなどの視点により、見直しを行うものです。また、「4年を超えない期間」については、市長や議員の任期に合わせ、任期中に1回は見直しが行われることを担保するため、このように規定しています。

・第2項について

市長は、見直し作業を行うに当たり、十分な市民参加を得て、見直し作業を進めます。もっとも、自治基本条例の見直しについては、条例改正の要否についてをテーマとした見直し作業から、改正をすべきと判断した場合に実施する改正手続までを一つの流れで考える必要があることから、市民参加の手法については、どのような見直しの内容になるのかに応じて検討する必要があります。

1 自治基本条例推進委員会による運用状況の点検について

- (1) 点検対象・報告のみ・点検対象外
- (2) 関連する主な取組
自治基本条例の見直し（総点検）の実施（平成26年）
- (3) これまでの運用状況点検結果及び前回の見直しでの意見等
意見なし

2 運用上の課題及び課題に対する取組

なし

3 市による運用状況の評価

評価結果	評 価 内 容
○	十分な運用がなされている。
	運用がなされているが不十分である。
	適切な運用がなされていない。
	運用はなされているが、規定内容が現在の社会状況に適合していない。
	規定が適切でない。

4 評価に基づく見直しの考え方

制定時から本規定を取り巻く社会状況等に大きな変化は見られず、規定を改正する必要はないものとする。

5 厚木市自治基本条例推進委員会による見直し結果

見直しに係る 意 見 等	特になし
-----------------	------

第39条について見直した結果
規定の改正が必要・逐条解説の改正が必要・ 改正不要
（改正を要する規定等）

第40条 市長は、この自治基本条例を改正しようとするときは、この自治基本条例の目的、位置付け等を踏まえ、この自治基本条例の制定に際して行った市民の参加その他の方法により行わなければならない。

【解説】

この自治基本条例も改正するときには、他の条例と同様に、第29条に規定する市民意見等聴取手続（パブリック・コメント）など様々な市民参加を得なければなりません。ただし、この自治基本条例は、厚木市の自治の確立を目指し、自治の基本的な考え方やルールを定める条例であり、かつ、厚木市において最も尊重すべき条例として位置付けられることから、他の条例等の改正よりも、市民の参加の度合いを高める必要があることから、この規定を設けています。

この自治基本条例の制定に際して行った市民の参加の内容としては、全員が公募に応じて参加した厚木市自治基本条例の制定を考える市民会議による検討、同市民会議が主催した市民との意見交換会、パブリック・コメント（第29条の市民意見等提出手続）、フォーラムなどです。

その他の市民の参加の手法としては、ワークショップ、公聴会（説明会、意見交換会）、アンケートなどが考えられます。改正する内容に応じて、これらのうちの一つ、あるいは複数を組み合わせて実施するなど、よりふさわしい手法により、市民参加の機会を設けることが重要です。

1 自治基本条例推進委員会による運用状況の点検について

(1) 点検対象・報告のみ・点検対象外

(2) 関連する主な取組

なし

(3) これまでの運用状況点検結果及び前回の見直しでの意見等
意見なし

2 運用上の課題及び課題に対する取組

なし

3 市による運用状況の評価

これまで改正を行っていないため評価不能

4 評価に基づく見直しの考え方

現在の規定は、改正内容を問わず「制定に際して行った市民の参加その他の方法により行わなければならない」と規定されている。

もっとも、規定内容がその時代に即したものであるためには、規定の趣旨が変わらない軽微な改正については、通常の条例改正と同様の手続で行えるように見直しをする必要があるか検討する必要があるものとする。

5 厚木市自治基本条例推進委員会による見直し結果

見直しに係る 意見等	<p>自治基本条例の改正をする際の市民参加の手法について規定する本条は、第2条の趣旨を手続面から担保するための規定であることから、改正の必要はないものとする。</p> <p>なお、自治基本条例の改正に当たっては、改正内容に応じて、よりふさわしい手法により市民参加の機会を設けることが重要であるとする。</p>
---------------	--

第40条について見直した結果

規定の改正が必要・逐条解説の改正が必要・**改正不要**

(改正を要する規定等)

自治基本条例は、本市の自治を推進する上で最も尊重すべき条例であり、自治の主体である市民の皆様、議会及び市長等が共有するまちづくりのよりどころでもあります。そのため、自治基本条例を改正する際には、多くの市民の皆様の御意見を反映させる必要があります

自治基本条例を改正する必要があると想定される場合としては、法令等で規定された用語（例：附属機関）が別の用語に改正されたとき、自治基本条例上の用語も機械的に置き換えることとなり、軽微な改正として市民の皆様の御意見をお聴きする対象になり得ません。一方で、子どもの権利について、仮に子どもの権利条約が改正されて新たな権利が加えられたとしても、自治基本条例に同じ権利を加えることは機械的な改正とはいえ、改正する場合には市民参加手続を経る必要があると考えます。このように自治基本条例の改正についても様々な類型が想定されます。

こうした考えの下、推進委員会からの答申を踏まえ、自治基本条例を改正する際の市民参加について検討した結果、推進委員会からの答申にもあるように、本条は、自治基本条例が本市で最も尊重すべき条例であることを担保するための規定であることから、安易に改正することは望ましくないこと、市民参加の手法については、制定時と全く同じ過程を経なければならないということではなく、改正の内容に応じ、また、その時々々の社会情勢にふさわしい市民参加の手法を用いればよいことから、改正の類型について個別に規定する必要はないものと判断し、本条の改正は行わないものとします。